

八女市

の環境

令和 5 年度

八女市 市民部 環境課 令和 7 年 3 月発行

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT**  **GOALS**

「八女市の環境」について

「八女市の環境」は、環境担当部署の年次報告書を兼ねた、八女市の環境白書です。市の環境特性や環境保全の取り組みを、市内外の方々に広く知っていただくことを目的として、平成7年から毎年作成しています。

昭和29年 八女市制施行

平成7年 八女市の環境（平成6年度版）発行

平成18年 八女市と八女郡上陽町が合併

平成22年 八女市が黒木町・立花町・矢部村・星野村と合併

令和2年 八女市合併10周年を迎える

令和6年 八女市市制70周年・合併15周年を迎える

目次

総論

第 1 章	環境行政の概要	1
-------	---------	---

第 2 章	大気汚染の防止	6
	大気汚染防止法、ダイオキシン濃度調査結果	

第 3 章	水環境の保全	11
	下水道／浄化槽普及状況、水質検査の概要	

第 4 章	騒音・振動・悪臭対策	19
	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る業務	

第 5 章	廃棄物処理・ごみ	22
	廃棄物処理法、ごみの収集／処分方法、減量化の取り組み	

第 6 章	廃棄物処理・し尿	34
	し尿（浄化槽汚泥）の収集／処分方法、処理実績	

第 7 章	災害／産業廃棄物	39
	災害廃棄物処理、産業廃棄物最終処分場の監視業務	

第 8 章	地球温暖化対策	45
	地球温暖化に係る国内外の動向、排出量データ	

第 9 章	その他環境衛生業務	52
	PCB 監視、狂犬病予防法、墓地埋葬法に係る業務	

第 10 章	八女市環境年表	58
	これまでの八女市及び国内外の動向をまとめた年表	

第 11 章	参考資料	67
	環境基準に係る詳細な資料、調査結果データを掲載	

各論

資料

第1章

環境行政の概要

はじめに

環境に関する課題は、時代に応じてその形を変え、拡大してきました。

戦後から1970年代は工場等を原因とする公害問題。1980年代には自動車排気ガス等の都市生活型公害。そして1990年代からは、地球温暖化をはじめとする世界規模の環境問題と、年を追うにつれ、環境問題は複雑化・大規模化しています。

第1章では、それらの環境の課題に対処し、環境を保全するため、八女市がどのような組織を整えているのか、どのような計画を立てて事業を推進しているのかを示します。



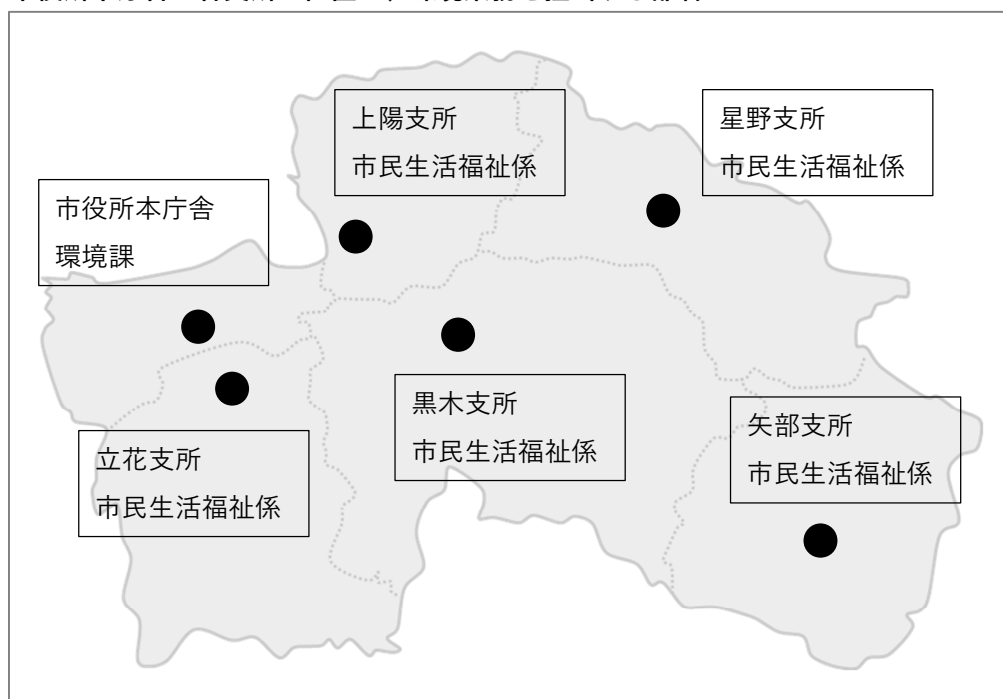
環境に関する市役所の組織

平成の大合併を経て、1市（八女市）3町（黒木町、立花町、上陽町）2村（矢部村、星野村）が合併し、現在の八女市となりました。

福岡県内で2番目の面積（482.44km²）の大きさである市域をカバーするため、旧八女市に市役所の本庁舎、各旧町村に市役所の支所を設け、公共サービスを提供しています。

環境に関する公共サービスは、ごみの処理、公害対策、特定外来生物への対処など多種多様であり、市役所本庁舎にある「環境課」を中心として、各支所の担当部署と連携し、日々の業務にあたっています。

市役所本庁舎・各支所の位置と、環境業務を担当する部署



環境担当部署が担当する事務 出典：八女市行政組織規則

生活環境に関すること
ごみ処理／リサイクル／し尿処理／墓地及び納骨堂／狂犬病予防法／動物の飼養／生活環境の苦情処理／ごみ収集運搬業務の民間委託／その他
環境保全に関すること
環境基本計画／公害防止対策／地球温暖化対策／環境啓発活動／公害の苦情処理／環境政策／ごみ処理施設、し尿処理施設及び斎場その他環境施設の維持管理／再生可能エネルギー及びバイオマス／その他
現場の業務に関すること
可燃ごみ及び資源ごみの収集／散乱ごみ対策／その他

軸となる計画は「八女市環境基本計画」

八女市の最上位計画は、「八女市総合計画」です。

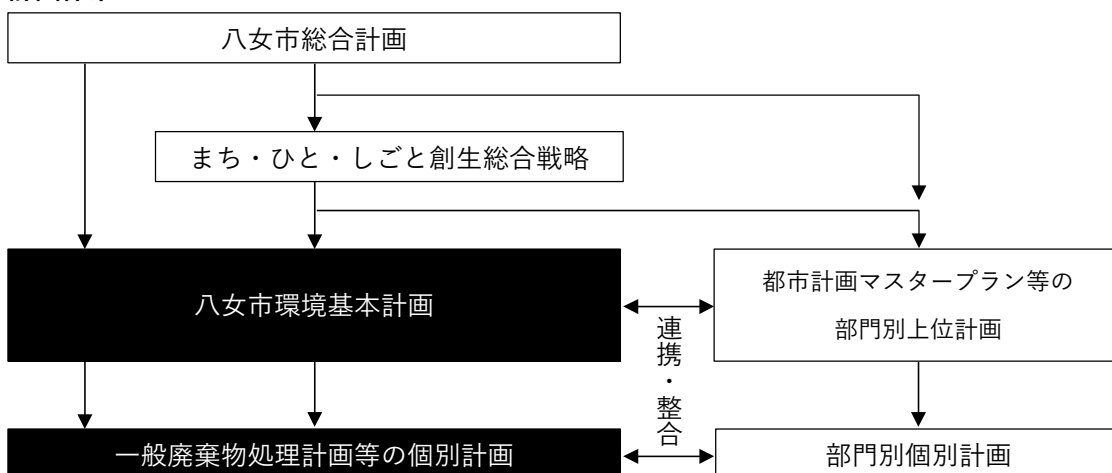
この計画は、市政運営の基本方針を定める計画であり、八女市の目指す将来像を「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女」としています。

環境分野においては、計画中の基本政策3、「美しいふるさとづくり」に基本目標等を定めています。

その総合計画の目指す将来像を、環境面から実現するために策定しているのが、「八女市環境基本計画」です。

環境行政においては、八女市環境基本計画を軸として、ごみ、地球温暖化対策など、環境の中の各分野に応じて計画を策定しています。

計画体系



参考：八女市環境基本計画の策定経過

八女市環境総合計画（計画期間：平成 16～25 年度）
平成 14 年 8 月、公募市民 30 名で「八女市環境総合計画ワーキングチーム」を立ち上げ、重点課題の洗い出しなどを実施。また、2,000 世帯を対象としたアンケート調査や、平成 12 年に実施した八女市自然環境調査の結果報告に基づき計画を策定しました。
八女市環境基本計画（計画期間：平成 29～令和 8 年度）
市民 1,000 人、事業所 200 件に対して、前計画に定めていた 136 施策を中心に 21 項目に調査項目を集約し、満足度と重要度調査を実施。また、基本計画の確実な推進を図るため、「八女市環境審議会規則」を制定した。（詳細次ページ）

環境分野の諮問機関「八女市環境審議会」

八女市環境審議会とは、市長の諮問に応じて、八女市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議し、その結果を市長に答申する機関です。

具体的には、八女市環境基本計画の策定・改定・進捗管理に関することや、その他環境分野における計画の立案等についての協議をおこないます。

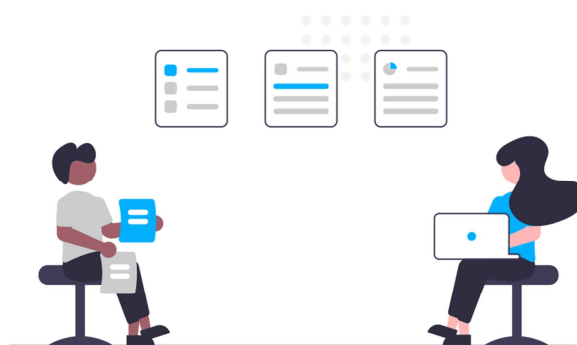
令和5年度は、八女市地球温暖化対策実行計画（区域施策）について諮問がおこなわれております。

審議にあたっては、多面的な視点や、専門的な知識が必要なことから、以下に掲げる者のうちから市長が委嘱をおこない、15人以内の委員で構成することとしています。

なお、委員の任期は2年です。

八女市環境審議会の構成委員

八女市議会委員	：3名以内
八女市内の公共的団体等の代表者	：8名以内
学識経験を有する者	：2名以内
その他市長が必要と認める者	：2名以内



市民でつくる組織「八女市環境衛生協議会」

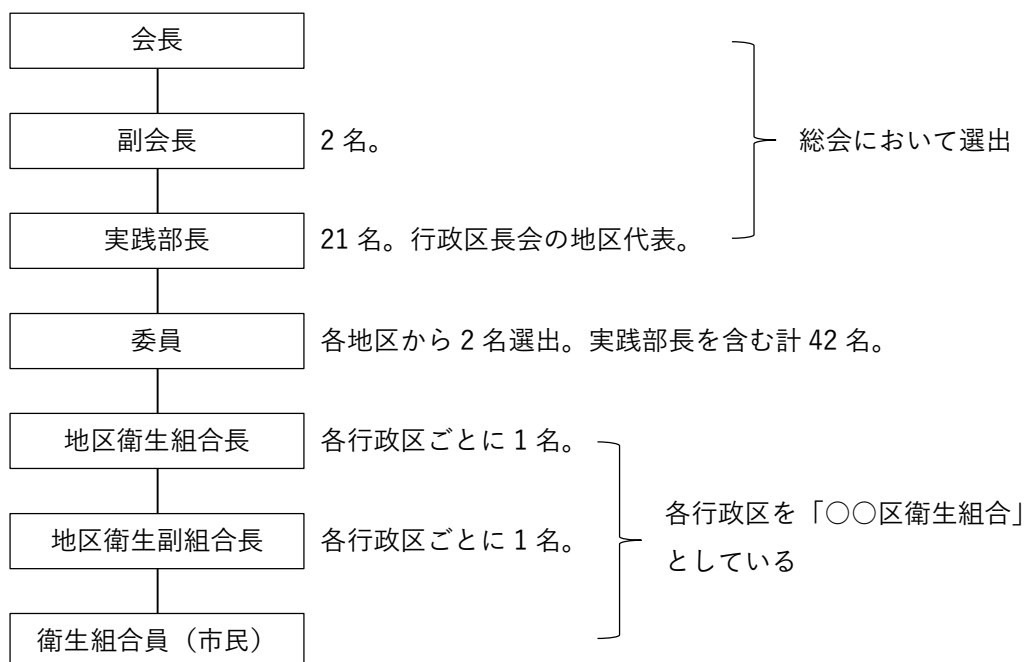
八女市環境衛生協議会は、主に行政区長を中心とした組織です。

この協議会は、『環境衛生思想の普及啓発を図り、地区衛生組合の連絡協調に努め、市民の文化的で健康的な生活環境の保全に寄与すること』を目的としています。

具体的な活動内容としては、ごみのポイ捨て防止イベントの開催、環境機器や啓発看板の貸出し・啓発チラシ等の配布を通じた啓蒙活動、ごみ置場の設置及び改築にかかる一部費用や生ごみ処理機の購入に対する補助金の交付など多種多様な環境衛生活動を実施しています。

そして、環境課及び各支所が環境衛生協議会の事務局となっています。

八女市環境衛生協議会の組織図



次章以降、環境の各分野における取り組みを紹介します。

第2章

大気汚染の防止

大気汚染とは何か

自動車の排気ガスや、工場の煙などにより空気が汚れることを「大気汚染」と呼びます。

大気汚染防止のための基本となる法令は、昭和43年に成立した「大気汚染防止法」です。

それ以前に、公害対策基本法によって、大気の「環境基準※」が定められていました。※人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

そして、この「環境基準」を達成するため、様々な規制を可能にするため作られたのが、大気汚染防止法となります。（例えば工場の一時停止措置など）

上記の他にも、平成11年に公布されたダイオキシン類対策特別措置法等があります。

また、中国におけるPM2.5による深刻な大気汚染の発生等、大気汚染につながりかねない原因は数多くあり、大気汚染防止法も適宜改正がおこなわれています。

大気汚染防止法に基づく規制の多くは都道府県知事が実施していますが、市においても様々な対策をおこなっています。



ダイオキシン類に対する対策

ごみの焼却等に伴い発生するダイオキシン類による大気汚染を未然に防止するため、平成11年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」第27条第2項に基づき、平成12年度から毎年、大気と土壌のダイオキシン濃度測定を実施しています。

濃度測定を実施する場所については、数年に1度、福岡県と協議したうえで決定し、学校等の人が密集する場所を中心として選定しています。

また、結果については、福岡県と採取場所の管理者に報告しています。今年度の測定結果は以下のとおりです。

■ダイオキシン類測定結果

項目	採取日	採取場所	分析結果	環境基準
大気	R5.10.5～10.6	黒木中学校	0.0077	0.6 以下
土壌	R5.10.5	黒木中学校運動場	0.026	1.000 以下

大気の単位：pg-TEQ/m³、土壌の単位：pg-TEQ/g-dry

参考：ダイオキシンと、ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシンの特徴としては、以下のようなことが挙げられます。

- ・モノの燃焼の過程等で非意図的に生成されてしまう物質。
- ・主な発生源はごみの焼却だが、火山活動等でも発生し、環境中に広く分布。
- ・通常の生活の中で摂取する量では急性中毒は生じない。
- ・単位の「pg」は「ピコグラム」を意味し、1pg=1兆分の1gとなる。

ダイオキシン類特別措置法

第二十七条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の協議の結果に基づき調査測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

「ごみの野外焼却」に関する対策

市役所に寄せられる相談で多いのが、「ごみを野外で焼却しており、その煙で困っている」というものです。

ごみの野外焼却に関しては、平成12年10月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、廃棄物の野外焼却が禁止されました。

しかし、現在でも野外焼却に関する相談は多いため、ごみの適切な処分について、広報八女に啓発記事を掲載する等して情報周知を図っています。

また、農業用として利用される廃ビニールの野外焼却を防止し、適正処理を推進するため、JAふくおか八女、同各生産部会や資材販売店、八女市役所の農業担当部署などで構成する、各地区の「農業用廃ビニール適正処理推進協議会」において、年に数回、農業用廃ビニールの回収を実施しています。

同協議会の廃ビニール回収実績は以下のとおりです。

■令和5年度の農業用廃ビニールの回収実績

	旧八女	黒木	立花	上陽	矢部	星野	合計
持込み戸数（戸）	803	587	199	90	39	45	1,763
回収量（トン）	126,414	115,473	103,606	15,671	5,849	6,623	373,636

情報提供：農業振興課農産園芸係

参考：廃棄物の野外焼却の禁止について

禁止している条項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十六条の二
罰則
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方。 法人の場合は3億円以下の罰金。
禁止の例外
ただし、公益上または社会の慣習上やむを得ないもの、影響が軽微なものに限る。 ・国や地方公共団体が施設の管理をおこなうもの（河川敷や道路の草焼きなど） ・災害の予防または復旧のため必要なもの（火災予備訓練など） ・風俗習慣上または宗教上の行事に必要なもの（しめ縄や門松など） ・農林業等を営む上でやむを得ないもの（焼き畑など） ・日常生活を営む上でおこなわれる軽微なもの（落ち葉焚きなど）

福岡県が実施している大気の常時監視

福岡県では、県内の大気汚染の状況を把握するため、県内の常時監視測定局において、自動連続測定機による大気の常時監視を行っています。

測定局は、一般環境大気測定局と、自動車排出ガス測定局の２種類があり、県内１８市町に計５５機設置されています。（福岡県ウェブサイトより）

八女市においては、平成２７年２月、立花総合保健福祉センターかがやきの敷地内に一般環境大気測定局「八女局」が設置されました。

測定結果については、福岡県が毎年度発行している福岡県環境白書をご覧ください。福岡県環境白書は例年、福岡県のウェブサイトに掲載されます。

また、大気中に浮遊する粒子状の物質であり、健康への影響が懸念されているPM_{2.5}については、濃度の平均値を超える場合、福岡県が「PM_{2.5}に関する注意喚起」を実施しています。

また、八女市においても、平成２５年度からFM八女を利用した情報提供をおこなっています。



立花総合保健福祉センターかがやき敷地内にある一般環境大気測定局

「公害国会」の意義

昭和 45 年 11 月末に開かれた第 64 回国会（臨時会）。

公害関係法制の抜本的整備を図ることに目的が置かれたこの国会では、政府（当時は佐藤栄作首相）提出の公害関係 14 法案がすべて可決・成立しました。

本章で説明した大気汚染防止法についても、一部改正がおこなわれています。

そのようなことから、この国会は「公害国会」と呼ばれます。学校で習った覚えがある方も多いのではないのでしょうか。

では、この公害国会において何が変わったのか。まとめると、以下 5 点が大きな改正点となります。

1 「調和条項」の削除

制定された当初の公害対策基本法では、「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする」と定めていた。これは、当時厳しい国際競争に直面していた産業界の情勢を踏まえたもので、「調和条項」と呼ぶ。

しかし、ともすれば「環境よりも経済成長を優先する」と誤解されてしまうことから、公害国会において削除。

2 規制の強化

大気汚染について、指定地域制を改め、全国を規制対象地域とするなど規制が強化。

3 自然環境保護の強化

公害対策基本法において、自然環境の保護に関する政府の責務が明らかにされた。

4 事業者責任の明確化

公害防止事業費事業者負担法により、公害防止に係る事業者の費用負担義務が明確に。

5 地方公共団体の権限強化

国の設定する全国一律の規制に加え、地方公共団体に上乗せ規制をおこなう権限があることを明記した。

第3章

水環境の保全

水環境の保全に関する取り組みの全体像

八女市は一級河川である矢部川をはじめ、大小様々な河川や、あまたの農業用水路が市内を走っており、豊富な水資源に恵まれています。

清らかな水環境を保全することは、良好な生活環境の維持に必要なだけでなく、生態系の保全や、農業をはじめとした産業においてもきわめて重要です。

この章では、以下の流れに沿って水環境への取り組みを記載します。

1 生活排水対策

家庭からの汚水がそのまま排水されるのを防ぐため、下水道の敷設や浄化槽の設置補助等についての取り組みを報告します。

2 工場排水対策

工場排水に対しての基本的な法律は「水質汚濁防止法」で、指導・監督の権限は都道府県知事が有しています。ここでは、八女市の取り組みを説明します。

3 水質検査

八女市では、水環境をモニタリングするため、毎年水質検査を実施しています。その調査の概要等を記載します。

4 その他の取り組みを記載します。



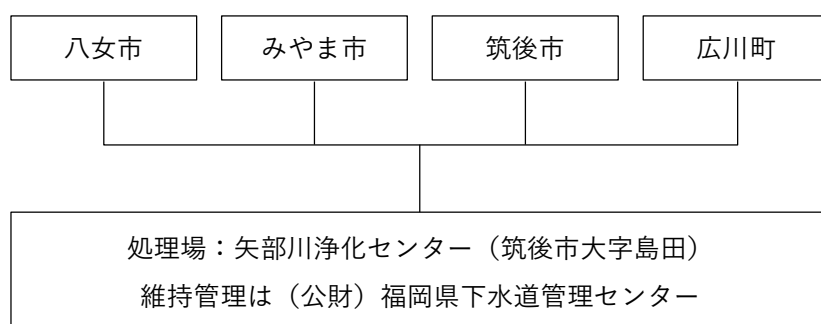
下水道の敷設とその利用状況

汚染物質が河川に排水されることを防ぐため、八女市役所上下水道局が、下水道の敷設、浄化槽設置に対する補助を実施しています。

八女市は、矢部川流域下水道及び公共下水道の整備を進めています。

流域下水道とは、特に水質保全が必要である水域一帯を対象として、2つ以上の市町村の区域から発生する下水を排除し、処理場を有する下水道です。矢部川流域下水道の全体像は以下のとおりとなります。なお、ポンプ場、処理場などの建設及び管理は福岡県が行っています。

矢部川流域下水道の全体図 注：いずれも市町全域ではなく、その一部が供用区域。



矢部川流域下水道は、平成9年に全体計画がスタートし、平成18年から供用開始されました。

計画にて、八女市のうち一部（旧八女市地区の一部）が下水道供用区域と定められ、整備を進めています。

また、下水道を利用できる地域に住む住民は、下水道法又は建築基準法の規定により下水道への接続が義務づけられています。八女市では、下水道への接続に伴う水洗便所等の改造資金について助成をおこない、下水道の普及促進を図っています。

■令和5年度末 下水道供給開始状況

対象件数（件）	5,696
接続件数（件）	4,335
接続率	76.1%

データ出典：上下水道局

また、矢部川流域下水道とは別に、黒木町地区において農業集落排水事業を実施しています。この事業は、農業用用水の水質汚濁を防止することを目的としたもので、平成8年度から3処理区（黒木町神露淵地区、田代地区、弓掛地区）を対象に開始しました。

浄化槽の普及促進

浄化槽とは、生活で出た汚水を微生物の作用により浄化し、きれいな水にして放流する設備のことです。

浄化槽の基本となる法律である「浄化槽法」では、下水道、又はし尿処理施設で処理した場合を除き、浄化槽で処理したあとでなければ、し尿を公共用水域（河川等、公共の水域や水路のこと）に放流してはならないと定めています。

浄化槽には、大別して以下の２種類が存在します。

浄化槽の種類

単独処理浄化槽	水洗トイレからの汚水だけを処理する浄化槽。 平成 12 年に浄化槽法が改正され、新設が原則禁止された。 また、単独処理浄化槽の使用者には、合併処理浄化槽への転換等の努力義務が課された。
合併処理浄化槽	水洗トイレからの汚水に加え、台所、お風呂、洗濯などから出る排水も処理する浄化槽。単独処理浄化槽よりも高い処理能力を持つ。

上下水道局では、下水道が利用できる区域以外に住む方を対象に、浄化槽整備事業補助金を交付しています。設置された浄化槽の詳細については、第 1 1 章参考資料をご確認ください。

また、浄化槽の適切な利用に欠かせない定期的な保守点検についても、広報紙等を利用して市民に広く呼び掛けています。

■令和 5 年度に補助制度を利用し設置された浄化槽と、除去した汚濁物質質量

設置件数（基）	145	データ出典：上下水道局
除去した汚濁物質質量（kg）	8,192	

・汚濁物質は以下の計算式にて算出。

汚濁物質質量（43g）×浄化槽の汚物除去率（90％）×平均家族人数（4 人）×年間日数（365 日）×補助事業設置件数（233）

工場からの排水対策

昭和40年代頃から、工場を原因とした環境問題が注目されるようになりました。イタイイタイ病、水俣病などの公害が明らかになり、昭和45年にはいわゆる「公害国会」が開催。法制度が急ピッチで整備されていきます。

八女市においても、昭和40年代後半に実施した河川底質調査において、複数箇所から基準値を大幅に超える汚染物質が検出されるなど、水質汚濁が確認されました。

そこで八女市は、市内の民間企業と公害防止協定を結び、工場の排水や排気に関する独自の基準値を定めてきました。最初に公害防止協定を結んだのは昭和50年。現在では14の事業所と協定をかわしています。

また、市内の製紙工場（3社3工場）については、抜き打ちの立ち入り水質検査を毎年実施しています。今年度の検査結果は以下のとおりです。

■令和5年度 製紙工場の排水検査結果

	検査項目	検査月					平均
		5月	8月	10月	12月	2月	
A工場	pH	7.1	7.0	7.3	7.5	7.1	7.2
	BOD	100	85	99	120	38	88.4
	SS	19	16		13	62	23
B工場	pH	7.2	7.2	7.1	7.4	7.4	7.3
	BOD	12	8.8	14	15	2.4	10.4
	SS	8	10	12	15	1未満	9
C工場	pH	—	—	—	—	—	—
	BOD	—	—	—	—	—	—
	SS	—	—	—	—	—	—

- ・「—」は、休止中で工場からの排水が無く、検査不能であったことを示す。
- ・公害防止協定基準は以下のとおり。協定に基づき、国基準よりも厳しく設定。

pH（水素イオン濃度）……………6.0～8.0 以内

BOD（生物化学的酸素要求量）…120mg/ℓ 以下

SS（浮遊物質）……………70mg/ℓ 以下

定期的な水質検査の実施

八女市は、福岡県が定めた「公共用水域測定計画」という計画に基づき、2つの定期的な水質検査を実施しています。

なお、詳細な調査結果は第11章参考資料をご覧ください。

1. 公共用水域の水質監視：

河川の水質状況を把握するため、市内39箇所を毎年調査しています。

測定箇所、測定時期については以下のとおりです。

なお、年4回以上測定をおこなった箇所については、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、福岡県が公表しています。

■令和5年度 公共用水域水質監視実施概要

地区名	水域名	調査 箇所数	測定 時期
旧八女市地区	花宗川 山の井川 中の井川	12	偶数月
黒木地区	剣持川 笠原川 田代川 矢部川 中原川	5	8月 2月
立花地区	辺春川 大倉谷川 白木川 柳川用水 遠久谷川 鳴竹川	10	
上陽地区	星野川 横山川 下横山川 広川	6	
矢部地区	矢部川 御側川 縦鶴川 柏木川	4	
星野地区	星野川	2	

2.地下水調査：

地下水汚染を防止するため、毎年実施しています。公共用水域の水質監視とは異なり、採水場所を変えながら、28箇所の井戸水を調査しています。

今年度の調査結果などについては以下の通りです。調査項目については、51項目、あるいは消毒副生成物※の11項目を除く40項目の分析をおこないました。

※塩素消毒等によって非意図的に生成される物質のうち、人体他に対して有害と考えられる性質を有する化学物質。

なお、以下の分析項目に挙げている物質については、環境中に広く分布するものも多く、井戸の深さも関係することがあります。基準値を超えている＝人体に大きな悪影響が及ぶ、というわけではありませんので、ご注意ください。

■令和5年度 地下水調査箇所数

旧八女	黒木	立花	上陽	矢部	星野	合計
10	5	7	2	1	3	28

■今年度の地下水調査において、基準を超えた分析項目の数

分析項目	箇所数
大腸菌	2
ヒ素及びその化合物	4
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1
鉄及びその化合物	2
マンガン及びその化合物	3
色度	1
濁度	2
臭気	1

調査の結果、基準を超える物質が検出された場合には、調査対象区の行政区長や井戸の所有者に文書で報告し、必要に応じて指導し対応を図っています。

また、より安全な飲料水を利用できるようにするため、八女市役所上下水道局が、飲料水改善事業補助金を実施しています。

参考：地下水調査の経過

平成 7～12、13～18 年度
全域を 70 区画に分割して、各 6 年間で公共施設や公民館の井戸水を調査。
平成 19～25 年度
合併後の第 3 期調査を実施。市内全域を 84 区画に分割し調査。
平成 26 年度以降
八女市全域を 7 年間で一巡できる調査計画に変更。

なお、市民の方から「個別に地下水検査をしたい」との相談が寄せられた場合は、民間検査機関を紹介しています。

その他、清掃活動や河川への油流出に係る取り組み

河川清掃活動の実施：

八女市環境衛生協議会が主催するイベント。毎年運動月間を設け、地元の方々に河川掃除をおこなっています。今年度の実施概要は以下のとおりです。

■令和 5 年度 河川清掃活動の結果

河川清掃運動月間				実施行政区数 (区)	参加人数 (人)
旧八女	上陽	立花	黒木		
3 月	6 月	7 月	9 月	計 137	計 9,092

出典：八女市環境衛生協議会総会資料

家庭系食用廃油の回収：

河川が汚れる原因の一つである、食用廃油の排水を抑制し、リサイクルを推進するため、平日は市役所の各庁舎、第 4 日曜日には市が主催する資源ごみ拠点回収で食用廃油を回収しています。

回収後は市外の業者へ受け渡し、処理後、家畜の飼料や燃料として再利用されます。令和 5 年度は約 2 5 0 リットルの廃油を収集しました。

油流出事故の対応：

農業用重油タンクの油漏れ、車両事故、家庭／事業所からの不適切な排水等、その原因は様々ですが、例年、数件の油の河川流出が発生します。

流出が発生した場合は、福岡県南筑後保健福祉環境事務所、消防署、J A、漁業組合、下流に位置する他自治体などと速やかに連携し、対応します。

また、応急措置として、河川に設置するオイルフェンスや油吸着マットを備蓄する等、事故発生時迅速に動けるように体制の強化を図っています。

令和 5 年度には、重油や廃油等の河川流出事故が 1 件発生しました。

水質汚濁と酸素の量

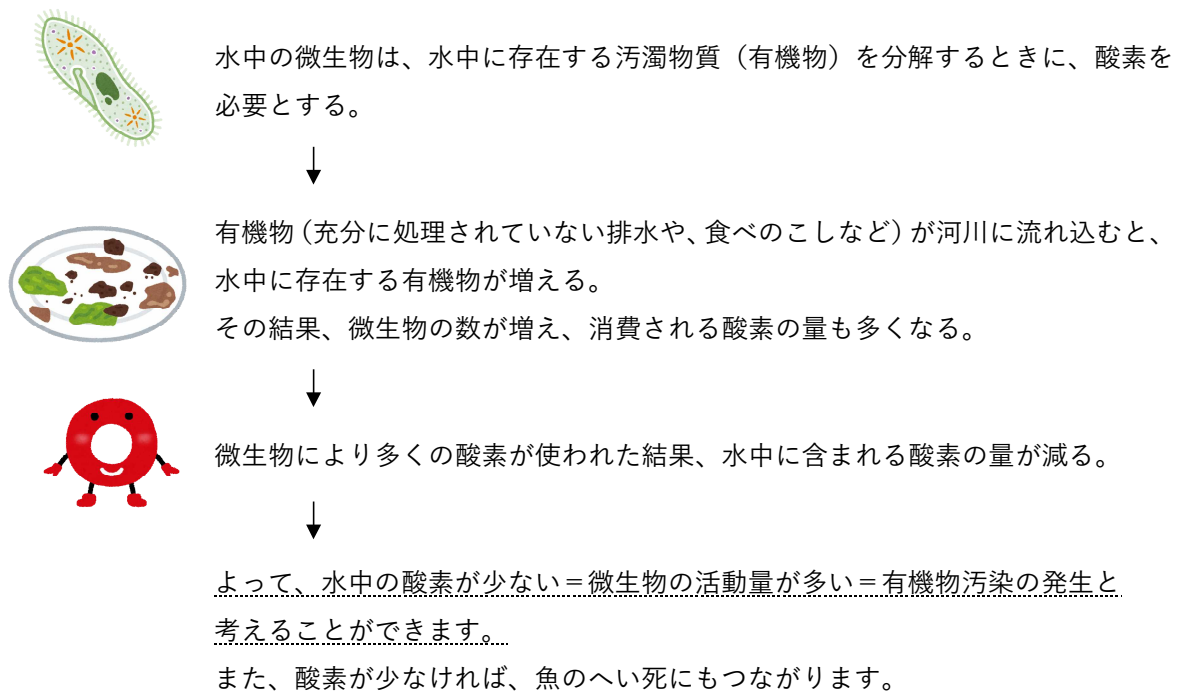
「川に魚が大量に死んでいる」「川がひどく汚れている」

このような相談が寄せられたときは、職員が現場に出向き、必要に応じて保健所（福岡県の機関）に水質検査を依頼しています。

その水質検査の際、水質汚濁の重要な指標となるのが、「BOD」です。

BOD は、「生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量」を示す指標です。

なぜ水中の酸素の量を調べると、汚濁の度合いが分かるのか。その理由は以下のとおりです。



なお、有機物汚染ではなく、自然現象として水中の酸素が減少するケースも多くあります。

例えば、例年梅雨明けごろ、気温が急激に上昇する時期に「川に魚が大量に死んでいる」との相談が多くなります。

その原因は一律ではありませんが、水温が上昇した結果、酸素が水中に溶解しにくくなることが原因と考えられることもあります。（酸素＝気体は、水温が低いほど溶解しやすくなり、水温が高くなるほど溶解しにくくなります）

第4章

騒音・振動・悪臭対策

公害とは何か

環境保全に関する施策の基本事項を定めている「環境基本法」では、次の7つを公害と定めており、これらをまとめて、俗に「典型7公害」と呼んでいます。

環境基本法で定義される「典型7公害」

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤の沈下	悪臭
------	------	------	----	----	-------	----

この章で説明する騒音・振動・悪臭については、各々に規制法律が定められていますが、以下のとおり、「事業活動に伴って発生するものを規制対象としている」「各行政機関の役割分担がおおむね似通っている」という共通点をもっています。

騒音・振動・悪臭の各規制法の概要

法令名	騒音規制法		振動規制法	悪臭防止法
	昭和43年制定		昭和51年制定	昭和46年制定
規制対象	工場及び事業所における事業活動などに伴って発生するものを規制対象とする。（騒音・振動については自動車も対象。） よって、家庭から発生するものについては規制対象外。 また、事業活動のすべてが対象となるわけではなく、特に生活環境に著しい影響がある機器等が規制対象として定められている場合がある。			
役割分担	国	規制対象となる機器の指定など		
	県	常時監視、関係行政機関への協力要請など		
	市	市域における規制区域や基準の設定など		

上記の「規制対象」が示すとおり、不快と感じるもの全てが法の規制対象となっているわけではないこと、不快と感じる度合いが人によって異なることなどが、公害対策の難しさの一つであるとも言えます。

騒音・振動対策

騒音規制法・振動規制法に基づき、市が実施している業務は概ね以下のとおりです。

市が実施している騒音・振動に関する業務

業務名	概要
規制基準・区域の指定	事業活動をするにあたり、事業者が遵守すべき騒音や振動に関する基準を、市告示により設定しています。 基準は市内一律ではなく、例えば住宅が集中している地域はより厳しい基準を設定する等、区域分けをおこなっています。
特定施設等に係る届出等の処理	特定施設（＝著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるもの）や、特定建設作業（＝政令で定める工事用重機を用いた建設作業）は、届出が義務付けられています。 届出者に対しては、周辺の環境に配慮した作業の実施や、周辺住民への周知徹底の指導をおこなっています。
自動車騒音監視業務	騒音規制法第 18 条の規定に基づき、平成 24 年から、毎年自動車騒音の調査をおこない、結果を環境大臣に報告しています。 調査結果は以下のとおり。

■過去五か年の自動車騒音監視業務

年度	監視期間	測定路線	延長	環境基準
R01	R01.11.26-11.27	一般国道 3 号（吉田～納楚）	2.7km	達成
R02	R02.11.17-11.18	県道玉名八女線（立花町白木～本村）	8.5km	達成
R03	R03.11.16-11.17	県道唐尾広川線（鵜池～今福）	2.7km	達成
R04	R04.11.29-11.30	一般国道 442 号（長野～納楚）	4.9km	達成
R05	R05.11.08-11.09	県道八女瀬高線（納楚～鵜池）	4.0km	達成

環境基準は第 11 章参考資料参照

騒音・振動に関する相談が市民の方から寄せられた場合は、職員が出向き現地調査し、原因者に対して操業上の注意をしています。

しかし、以前から保たれていた生活環境のバランスが崩れた場合のトラブルについては、解決が非常に困難なものになってしまっているのが現状です。（例：既存工場近くに建設された、新興住宅に居住する方からの相談など。）

悪臭対策

悪臭問題は典型的な「感覚公害」であり、同じ臭いであっても、感じ方や受忍限度には大きな個人差があるのが特徴です。

特定の施設の悪臭問題など、継続的に相談が寄せられる場合は、保健所、事業所、及び地元住民の方々などの関係者と、課題解決に向けた協議を重ねています。

この章のはじめで述べた、悪臭対策の基本法律である「悪臭防止法」では、大別して2パターンでの規制方法が定められています。

1つ目は、特定悪臭物質を規制するものです。アンモニア等の22物質について、その排出濃度基準を設けて規制します。しかしこの手法は、不快と感じても物質の濃度が基準値内であることがあるなど、感覚とのズレが生じることがありました。

そこで、平成7年に悪臭防止法が一部改正され、臭気指数規制を定めることが可能となります。臭気指数規制とは、人の嗅覚により悪臭を測定する方法であり、八女市でも一部地域においてはこちらの規制手法を採っています。

悪臭防止法に基づく2つの規制手法と、八女市の規制状況

規制手法	特定悪臭物質の濃度規制	臭気指数規制
	アンモニア等の22物質について、その排出濃度基準を設けて規制。	人の嗅覚により悪臭を測定し、その指数によって規制する。測定は外部の専門機関に依頼。
市における規制区域	黒木町、矢部村、星野村	旧八女市（H16.10.1～） 立花町（H17.10.1～） 上陽町（H18.10.1～編入に伴う）
規制内容※	A区域規制	臭気指数12
測定箇所	悪臭を発生させる事業所の敷地境界、排出口、排出水の3カ所。	

※詳細は第11章参考資料参照

なお、悪臭防止法第3条、第4条1項及び同条2項に関する事務※は、平成24年4月1日に県から市に権限委譲されました。※悪臭の規制区域や規制基準を定める事務。

八女市では、悪臭発生源の周辺パトロールや、必要に応じて悪臭防止法に基づく臭気測定を実施するなどして、悪臭防止に努めています。

第5章

廃棄物処理・ごみ

ごみ処理に係る法制度の歴史

ごみを適正に処理することは、清潔な生活環境を維持するうえで非常に重要です。法制度の歴史も相当に古く、19世紀まで遡ります。

世界的にコレラやペストが流行した1900年、「汚物掃除法」が制定され、ごみの収集・処分は市町村の義務として位置付けられました。このころは、ごみの焼却施設がまだ一般的ではなく、その多くは野外で焼却されていました。

制定から半世紀ほど経った1954年、汚物掃除法を引きつぐかたちで、「清掃法」が制定されます。住民に対して、市町村が行うごみの収集・処分への協力義務を定めるなど、ごみ処理体系の整備が進みました。

しかし、家庭ごみの処理は進む一方で、事業活動から排出されるごみが問題となります。市町村には、そのようなごみを処理する体制の整備が困難であったためです。

そこで、1970年の公害国会において、清掃法の全部改正として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（通称：廃棄物処理法）が制定。これが現在の廃棄物処理の基本となる法律です。

廃棄物処理法により、廃棄物はその性質などによって分類され、ごみ処理を業としておこなう事業者の許可制度等も整備されました。

この章では、廃棄物に関する法制度を紹介しながら、まず八女市の『ごみ』の処理状況について説明します。

廃棄物処理法の内容

ごみ処理の基本となる廃棄物処理法では、以下のような事項が定められています。

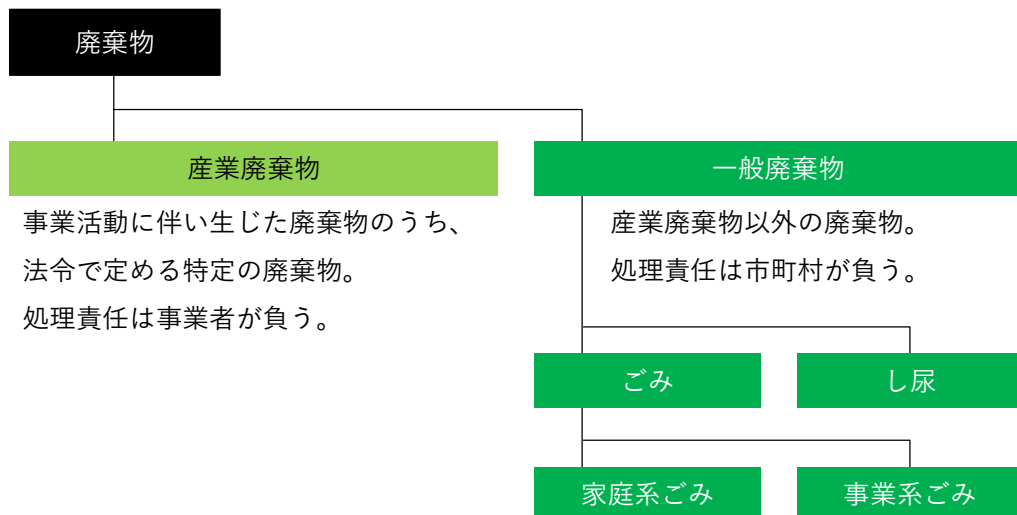
廃棄物の定義（第二条の1第1項）：

「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。」（抜粋）

一般に考えられているごみだけではなく、ふん尿も「廃棄物」にあたります。この章では、「廃棄物」の中でも「ごみ」と「粗大ごみ」を取り扱います。

廃棄物の分類（第二条）：

一部省略して図式化すると、以下のとおりになります。市が処理責任を負うのは「一般廃棄物」であり、産業廃棄物の処理責任は事業者が負います。なお、産業廃棄物に関する許可業務等は都道府県が担当しています。



一般廃棄物処理計画（第六条の1）：

「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」（抜粋）

この計画が、市町村がごみ処理をする際の基本計画です。八女市でも、「八女市一般廃棄物処理計画」において、ごみ処理の基本的事項を定めています。

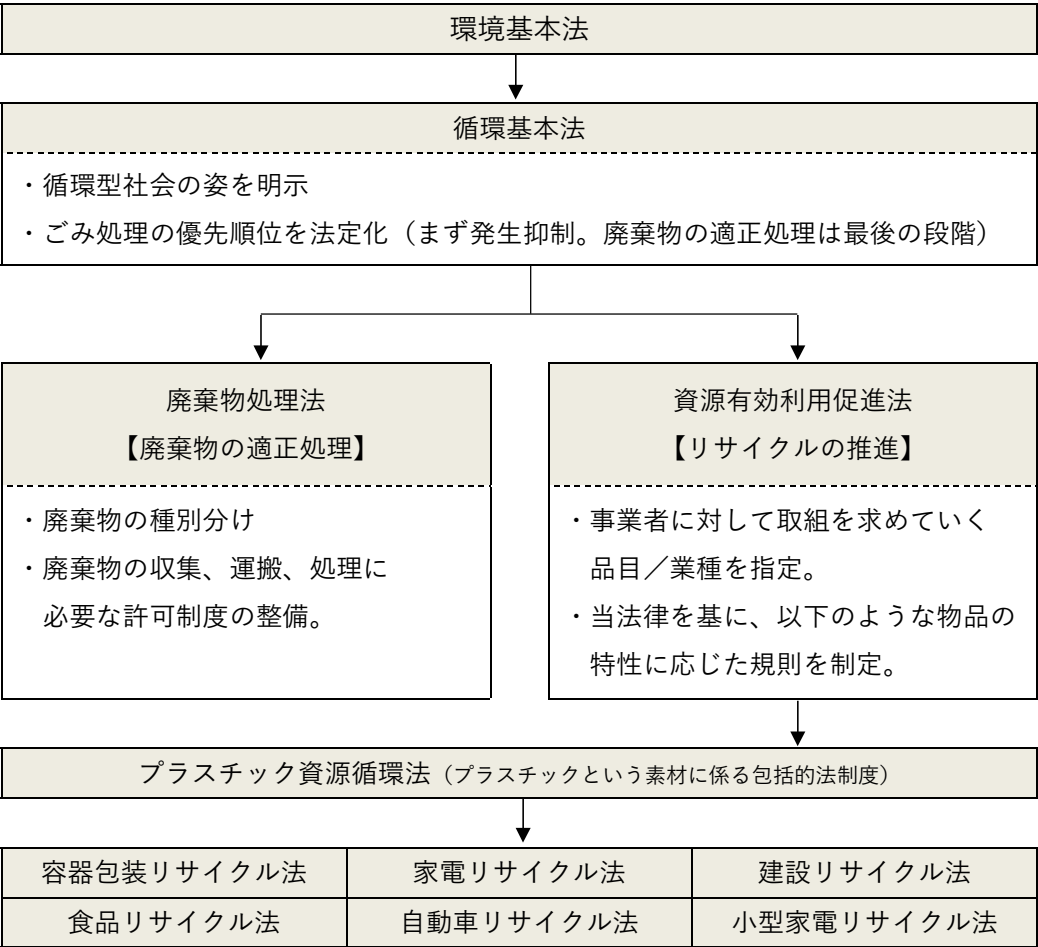
参考：循環型社会の法体系

廃棄物処理法が制定され、ごみの処理体制の整備が進みました。しかし、ごみの発生量は増加する一方であったため、「処分量を抑制しよう」「処分ではなく、再利用しよう」という考えが1990年代ごろになると進むこととなります。

そのような背景を踏まえ、1991年には「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）、2000年には「循環型社会形成推進基本法」（循環基本法）が制定。さらに2022年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）が制定されました。

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、循環型社会（天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと）への転換を目指すべく、法体系が整備されてきました。

循環型社会を形成するための法体系 参照：環境省



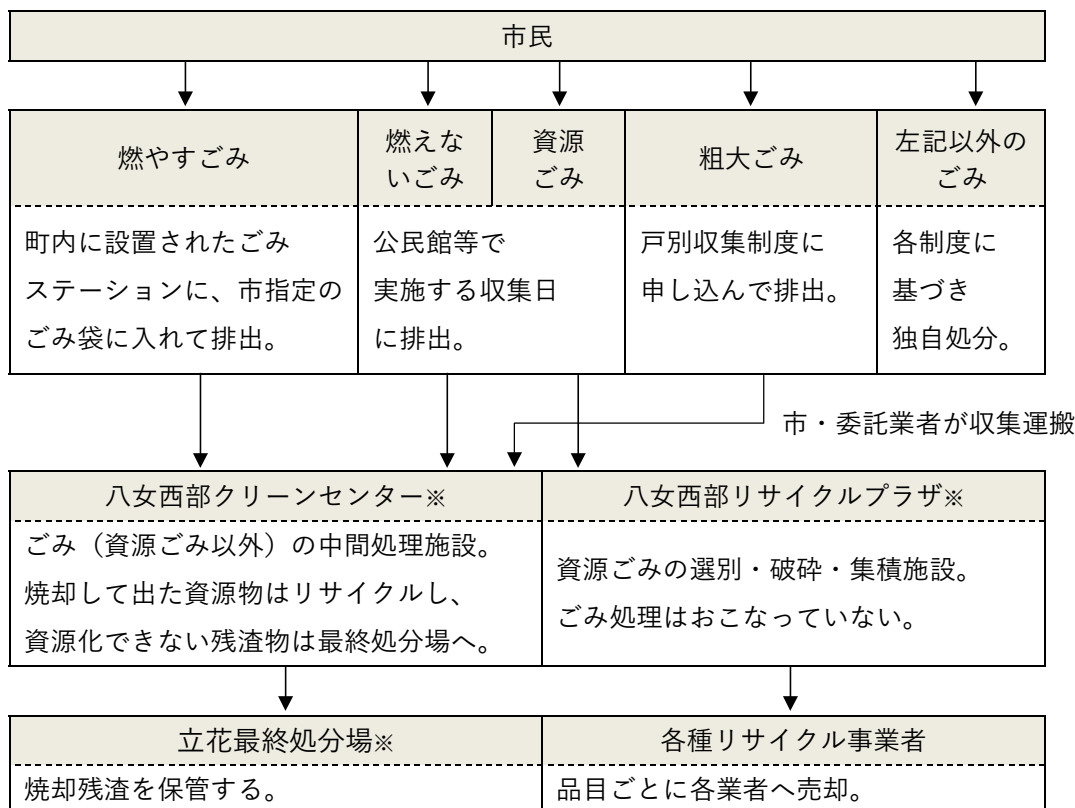
八女市のごみの分別と処理ルート

ごみ処理で非常に重要となるのが、ごみの処分・再生方法に応じて、ごみを分別することです。市では、ごみを以下のように分類し、処理しています。

八女市のごみの分類

大分類	小分類・ごみの例
燃やすごみ	生ごみ、プラスチック等。
燃えないごみ	鏡、LED、厚手のガラス等、資源化できない不燃性のごみ。
資源ごみ	資源化する20品目。缶・ビン・ペットボトル・白色トレイ・有色トレイ・新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布・乾電池・蛍光灯・小金属類・小型廃家電・ガラス食器類・陶磁器類・植木鉢（レンガ色）・ペットボトルキャップ・スプレー缶・食用廃油。
粗大ごみ	布団・タンス・椅子・ポリタンク等。 ごみ袋に入らない、あるいは焼却前に破砕処理等が必要なごみ。

ごみの収集・処理ルート（市民等の方が直接、ごみ処理場に持ち込むことも可能）



※施設は八女西部広域事務組合（後述）が運営管理をおこなっている。

燃やすごみの排出方法

燃やすごみの収集方法は、一般に、町内で決められたいくつかの場所に排出する「ステーション方式」と、住居の前に排出し、それを回収する「戸別収集方式」があります。

以前は戸別収集方式を採っていましたが、収集作業効率化や経費削減等のため、旧八女市は平成18年、旧立花町は平成14年、その他地区においては平成24年にステーション方式に変更しました。

また、燃やすごみのごみ袋については、合併前は各旧市町村ごとに価格・規格がバラバラでした。そこで、平成26年4月に統一をおこない、以降、大きさや価格、デザイン等の見直しを必要に応じて実施しています。

燃やすごみの市指定袋

種別	小売価格	内容
大袋（45ℓ）	税込 800 円	1 袋 20 枚入り
小袋（27ℓ）	税込 600 円	

※燃やすごみ以外の指定袋はない。

資源ごみの排出方法の経過

資源ごみについては、リサイクルをより一層推進するべく、旧八女市においては平成9年9月から資源ごみ分別収集地区を市域全域へ拡大しました。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が平成12年に完全施行されたことに伴い、分別品目を増やしながら資源化を進めています。

資源ごみ分別の経過

開始時期	内容
H16 年度	蛍光管の分別開始（旧八女市）
H26 年度	ペットボトルキャップ、小金属類、小型廃家電、有色トレイ分別開始
H29 年度	ガラス食器類、陶磁器類、植木鉢の分別開始
R3 年度	町内でおこなう資源ごみ回収において、古布の回収を中止。 （COVID-19 感染拡大により業者の受け入れが困難となったため）
R6 年度	清水町の拠点収集において、古布の回収を再開。

粗大ごみの排出方法

粗大ごみは、①直接ごみ処理場に搬入するか、②戸別収集制度を利用します。

②戸別収集制度とは、ごみ処理場に直接搬入することが難しい世帯を考慮した制度で、旧八女市は平成10年4月、旧立花町は平成15年4月、その他地区においては平成25年から、ごみ処理を八女西部広域事務組合に一本化したのを機に開始しました。

戸別収集制度利用の流れと、今年度の実績は以下のとおりです。

粗大ごみ個別収集制度の利用方法

- 1 各旧市町村ごとに定めた収集日前に申し込みを行う。
- 2 ごみの大きさに応じ、500円の粗大ごみシールを1枚又は2枚購入し、貼る。
- 3 収集日の朝8時までに、道路に面した自宅敷地内にごみを排出。
- 4 八女市が業務委託した事業者が回収する。

■過去五か年の粗大ごみ戸別収集制度の実績

	R1	R2	R3	R4	R5
申請件数（件）	355	508	531	436	427
収集量（kg）	19,260	28,295	30,348	22,639	22,180

事業系一般廃棄物の排出方法

前述したとおり、廃棄物は「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分かれます。

「事業活動で出た廃棄物」は全て「産業廃棄物」ではなく、「事業系一般廃棄物」もあり、これに関しては以下のいずれかの方法で処理できます。

事業系一般廃棄物の処理方法

①燃やすごみステーションに排出する。
燃やすごみに分類されるものなら、ステーションに排出可能です。 ただし、市民の方が利用する場所でもあるため、少量の排出に限ります。
②ごみ収集業者に依頼する
市から事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者依頼し、ごみ処理場まで持ってってもらう方法です。許可を受けている事業者の一覧は、八女市ウェブサイトで公開しています。
③直接ごみ処理場に持って行く
八女西部クリーンセンターに事業者自ら持込む方法です。

八女西部広域事務組合と、2つのごみ処理場

ごみ処理場は生活に必要不可欠です。

しかし、設置・運営に莫大なコストと高い専門性が必要であるため、複数の市町村がお金を出し合って設置するのが一般的です。

八女市においては、筑後市、広川町らと、「八女西部広域事務組合」という一部事務組合を構成しており、この組合が以下のごみ処理施設を管理運営しています。

八女西部広域事務組合の概要

設立	平成 9 年 4 月 1 日 ※筑後中部清掃施設組合の業務を含んだ期日。
位置	福岡県筑後市大字前津 2088 番地 6
構成団体	可燃ごみの処理：八女市、筑後市、広川町
	不燃ごみの処理：上記に加え、大川市、大木町
	火葬に係る事務：旧八女市、旧立花町、筑後市、広川町

八女西部広域事務組合が運営する 2 つのごみ処理場

八女西部クリーンセンター	名称	八女西部リサイクルプラザ
平成 12 年 4 月 1 日	運用開始	平成 12 年 4 月 1 日
筑後市大字前津 2088 番地 6	位置	筑後市大字前津 2105 番地 2
	概観	

八女西部広域事務組合が運営する 2 つの最終処分場

立花最終処分場	名称	広川最終処分場
平成 23 年 1 月～令和 7 年 12 月	埋立期間	昭和 51 年 2 月～平成 23 年 2 月
25,000 m ³	埋立容量	90,400 m ³
	概観等	既に埋め立ては終了。 なお、立花最終処分場の愛称の「たちばなエコリン」は、立花町の小学生から募集して決定。

かつてのごみ処理場、「八女市環境センター」

八女西部広域事務組合が管理する施設とは別に、八女市は「八女市環境センター」を運営しています。

八女市環境センターは、八女東部広域衛生施設組合（旧黒木町、旧上陽町、旧矢部村、旧星野村で構成）が所有運営していたごみ処理場です。

平成24年度まではごみの焼却処分をおこなっていましたが、合併に伴い、1つの自治体に2つのごみ処理場（八女西部クリーンセンターと八女市環境センター）を有することとなりました。

そこで、施設のあり方について協議した結果、平成25年度から八女市環境センターでの焼却、破碎及び中間処理を停止し、以降は八女西部クリーンセンターへのごみの中継基地として利用することになりました。

また、そのような経過から、八女市環境センターにごみを持ち込めるのは旧黒木町、旧上陽町、旧矢部村、旧星野村に住む市民に限っています。

改めて、ごみの排出から処理までの流れを整理すると...

- 1 ごみの種類ごとに市民・事業者が分別して排出。
なお、直接ごみ処理場に持込むことも可能。
- 2 排出されたごみを、八女市職員もしくは委託業者が収集。
- 3 収集したごみを、時には八女市環境センターを中継して、八女西部広域事務組合のごみ処理場に搬入。（一部のごみは市で独自処分）
- 4 燃やすごみ、燃えないごみ、粗大ごみは八女西部クリーンセンターに搬入し、破碎・焼却の中間処理をおこなう。
資源ごみは八女西部リサイクルプラザに搬入され、選別・破碎・集積。
- 5 焼却して出来た残渣物は最終処分場へ。リサイクルプラザに集められた資源物はリサイクル事業者へ引き渡す。

次ページ以降では、市のごみ処理実績を紹介します。

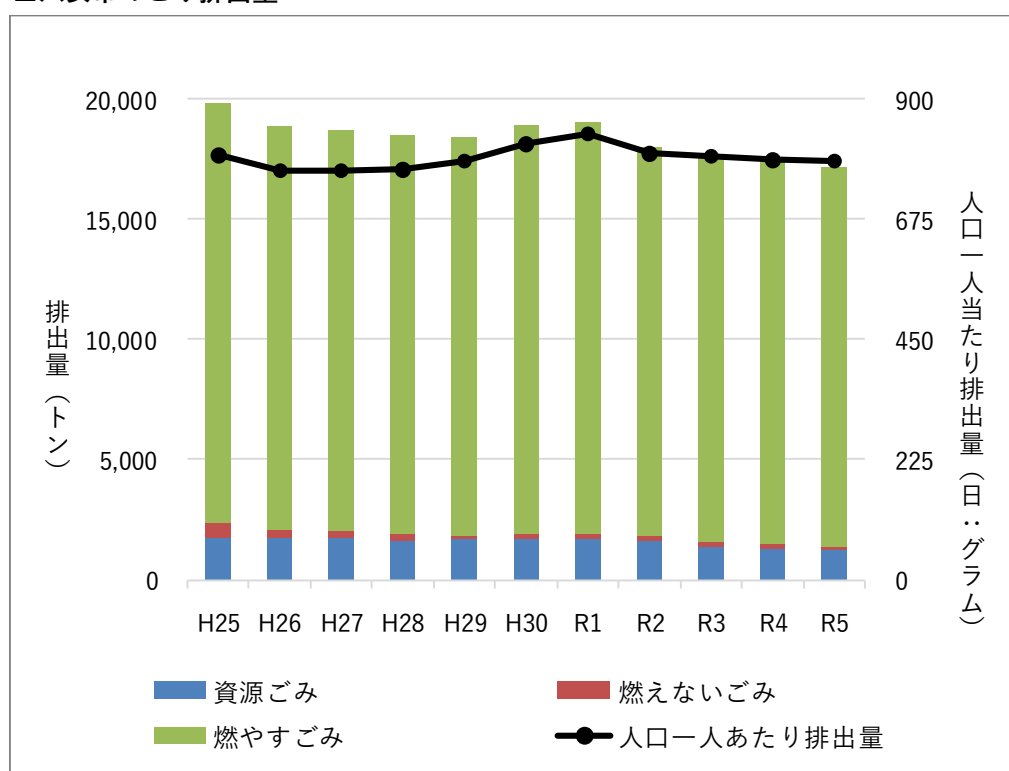
ごみ排出量

以下グラフが、八女市のごみの総排出量です。

なおこのグラフのデータは、前述した八女西部広域事務組合のごみ処理処理場に持ち込まれたごみに加え、子ども会等で実施された資源回収等（後述）も含んでいます。

また、燃やすごみには可燃性の粗大ごみを、燃えないごみには不燃性の粗大ごみをそれぞれ算入し、1人あたり排出量は当該年度末（3月末）の人口で算出しています。

■八女市のごみ排出量



■過去五か年のごみ排出量

ごみの種別	R1	R2	R3	R4	R5
資源ごみ (トン)	1,705	1,603	1,355	1,294	1,209
燃えないごみ (トン)	161	256	196	172	165
燃やすごみ (トン)	17,138	16,138	16,154	15,952	15,758
総計 (トン)	19,004	17,997	17,705	17,418	17,132
1人あたり排出量 (日：グラム)	835	799	791	787	784
参考：年度末人口 (人)	62,379	61,714	61,288	60,674	59,835

八女市では、ごみの処理量を削減する、そしてリサイクルを推進するために、次のとおりごみ減量化へ向けた取組を実施しています。

燃やすごみのうち、生ごみの減量化を図る

日本では、一般的に燃やすごみの内約40%程度が生ごみと言われています。

生ごみは水気を含むため、重量が重くなり収集が大変になるだけでなく、燃やすごみステーションが猫やカラスに荒らされる原因にもなります。

八女市では、市が電気式生ごみ処理機の、八女市環境衛生協議会がコンポスト・EMバケツの購入補助事業を実施し、生ごみのたい肥化を推進しています。

■過去五か年の生ごみ処理機購入補助件数（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5
電気式生ごみ処理機	13	23	19	17	26
コンポスト（畑設置型）	40	77	38	44	43
EMバケツ	60	48	45	28	27

補助の詳細は八女市役所にお尋ねください。

また、生ごみの減量推進を行う地域（自治会などのグループ単位）に対し、コンポスター（300ℓ）を無償で貸与しているほか、コンポスターに投入した生ごみの発酵を促進する「EMぼかし」の配付も実施しています。



八女市健康増進施設「べんがら村」に設置したコンポスター。

調理過程で出た生ごみを投入、堆肥化し、その堆肥で野菜を栽培しています。

食品ロス削減へ向けた取り組み

生ごみを減量化するためには、「食品ロス」を減らすことも重要となります。

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。その量は、日本全体で年間523万トン（推計値、令和3年度）にもなります。

食品ロスのうち約半分は事業活動（食品製造等）、もう半分は家庭から排出されるとされており、それらを削減すべく、以下のような啓発活動を実施しています。

■食品ロス削減のための啓発活動

年度	啓発活動
H30	・チラシを市民に、ポスター＆コースターを飲食店に配付 ・イベント「八女エコキャンペーン 2020」でフードドライブを実施
R1	・ポケットティッシュ、ミニのぼり旗、シールを飲食店に配付
R2～R4	・ポケットティッシュ、マスクを配付
R5	・食切り箸を配布

リサイクルに係る自主的な活動の促進

市内には、地元住民の方で子ども会等を組織し、独自に資源ごみの回収を実施している行政区があります。

回収した資源ごみは、八女西部広域事務組合ではなく事業者へ直接売却され、そのお金は子ども会の活動資金などに充てられています。

そこで、市はそのような独自の資源ごみ回収をおこなった団体に対し、回収量に応じて奨励金を出すことで、リサイクルの推進を図っています。

なお、近年の回収量は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和2年頃からは回収量が急減しています。

■過去五か年の資源回収実績

		R1	R2	R3	R4	R5
登録団体数（団体）		123	123	123	123	123
申請件数（件）		184	122	114	141	140
回収量	紙類（kg）	486,530	310,835	245,275	258,465	206,545
	布類（kg）	78,875	57,440	51,870	56,745	53,185
	ビン（本）	20,454	12,245	9,377	9,622	7,567

出前講座の実施と小学生のごみ処理場見学の引率

行政区等から「ごみの出し方がよくわからない」といった声が寄せられたときは、市職員が出向き、ごみの出し方の指導をしています。

また、市内の小学生が八女西部広域事務組合の施設を見学する場合は、引率をおこない、適正なごみ処理の大切さを伝えています。

令和5年度は、13校の見学を実施しました。

ごみ出しアプリの配信

市民の方が、より簡単・適切にごみを排出できるようにサポートするため、令和2年10月からスマホ用ごみ出しアプリ「さんあ〜る」を配信しています。

以下の二次元コードからダウンロードでき、無料で使えるので、ぜひご利用ください。（利用時にかかる通信料はご自身の負担となります。）

なお、令和5年度末時点のダウンロード数は3,209件です。



←android 搭載スマホをご利用の方

iPhone をご利用の方→



環境美化活動（ごみ拾いイベント）の開催

年2回、ごみ拾いイベントを八女市環境衛生協議会が開催しています。
実績は以下のとおり。

■令和5年度 環境美化活動の開催記録

イベント名	実施日	参加人数 (人)	回収量 (kg)
散乱ごみ回収キャンペーン	R5.7.9	計 8,397	計 1,786
空き缶・空きびん回収キャンペーン	R5.11.19	計 9,194	計 2,032

第6章

廃棄物処理・し尿

し尿処理の歴史

この章では、「廃棄物」のうち、し尿等の処理について説明します。

そもそも「し尿」とは、漢字では「屎尿」と書き、人の大便小便を合わせたものを指す言葉として使われています。

ただしこの章においては、流した際の流水やトイレットペーパーも含めて「し尿」と呼ぶことにします。

し尿処理の歴史は古く、鎌倉時代には、本格的な都市国家の成立に伴い、食料を確保するための近郊農業が発展、し尿は貴重な肥料として利用されてきました。

しかし20世紀に入ると、急激な人口増加、工業化に伴う農業人口の減少、化学肥料の普及が進んだことなどにより、し尿の循環的な利用が滞ることとなります。

戦後、その流れがますます加速した結果、都市部においては溢れたし尿を河川等に無秩序に投棄する事態まで発展。昭和20年代にかけて、赤痢や腸チフスなどの水系伝染病が全国各地で流行することとなりました。

その後、高度経済成長期（昭和30～48年）頃から、し尿処理場の建設が立て続けに始まり、し尿処理の体系が整備され、改善されながら現在に至っています。

この章では、し尿等の排出・処理ルートを示したのち、処理施設の経過、処理実績を記載します。

し尿と「浄化槽汚泥」

し尿の排出・処理ルートにあたっては、「浄化槽汚泥」も併せて図示しています。

浄化槽汚泥とは、浄化槽に溜まった余分な汚泥等のことです。

第3章でも説明した浄化槽は、沈殿・浮上といった物理作用と、微生物の働きによる生物作用によって汚水を浄化しますが、この過程で泥の固まりが生じます。

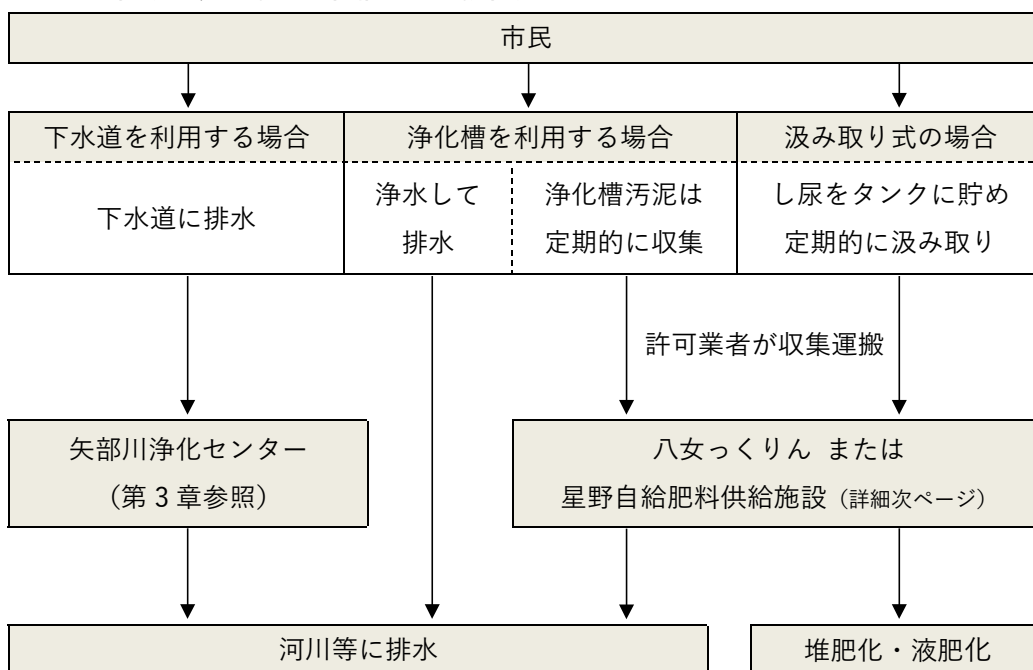
この泥を放置してしまうと、処理能力の低下や悪臭につながります。

よって「浄化槽法」では、毎年、定められた回数、浄化槽の清掃と保守点検を行わなければならないと定めています。

一般的に、浄化槽の清掃は「浄化槽清掃業」の許可を持つ事業者が実施し、そこで出た汚泥は、「し尿・浄化槽汚泥収集運搬業」の許可を受けた業者が収集運搬します。

し尿と浄化槽汚泥は異なるものですが、その収集・処理ルートは同じであるため、併せて図示します。

トイレの種類別、し尿・浄化槽汚泥の排出処理ルート 黒木町の農業集落排水事業は割愛



し尿・浄化槽汚泥処理施設「八女っくりん」

し尿・浄化槽汚泥の多くは、「八女中部汚泥再生処理センター」（愛称：「八女っくりん」）に運ばれ、処理されています。

「第5章廃棄物処理・ごみ」では、ごみ処理施設を単独で持つのは難しいため、複数の市町村がお金を出し合い一部事務組合を構成している、と説明しました。

し尿処理においてもそれと同じで、「八女中部衛生施設事務組合」を組織しています。

八女中部衛生施設事務組合の概要

設立	昭和 63 年
位置	福岡県八女市北田形 1027 番地 1
構成団体	八女市、広川町

八女中部衛生施設事務組合が運営する処理場

施設名称	八女中部汚泥再生処理センター（愛称：「八女っくりん」）
運用開始	令和 3 年 4 月
処理能力	171kl/日（し尿：55kl/日、浄化槽汚泥：115kl/日、集落排水汚泥：1 kl/日） 生ごみ：0.2t/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（河川放流）＋堆肥化方式
概観	
特徴等	○し尿、浄化槽汚泥だけでなく、学校給食生ごみも受け入れ。 ○汚泥発酵堆肥（名称：新八女大地）を生産、販売。 ○太陽光発電システムを設置。災害時でも一定期間受入れが可能。 ○愛称は公募で決定。見崎中学校の生徒が命名した。

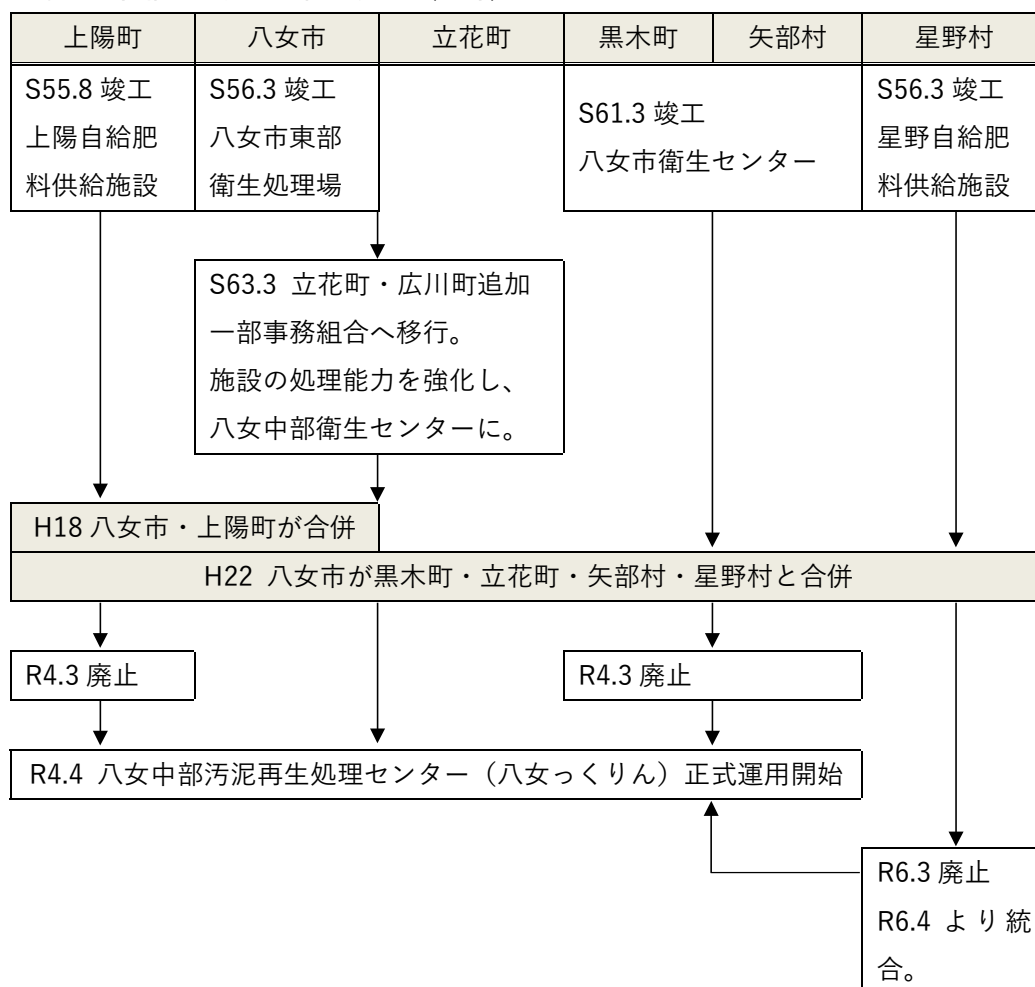
なお、八女市の星野村で集められたし尿・浄化槽汚泥については、市が管理する「星野自給肥料供給施設」に搬入しています。（令和 6 年 3 月に廃止し、令和 6 年 4 月からは八女中部汚泥再生処理センターへ搬入しています。）

八女市のし尿・浄化槽汚泥処理施設の歴史

現在は、八女市で排出されるし尿・浄化槽汚泥のほとんどを、八女っくりにて処理しています。

しかし以前は、以下のとおり、各旧市町村ごとに施設を持ち処理をおこなってきました。

し尿・浄化槽汚泥処理施設の変遷（一部）



なお、「汚泥再生処理センター」とは、し尿・浄化槽汚泥に加え、生ごみ等その他有機性廃棄物を受け入れ、総合的な処理とリサイクルをおこなう施設のことであり、平成9年に新たに国庫補助対象となって以降、全国各地で整備が進んでいます。

し尿・浄化槽汚泥の処理量

八女市の処理量の経過は以下のとおりです。

グラフでもわかるとおり、し尿は減少し、浄化槽汚泥はやや増加傾向にあります。理由としては、公共下水道に接続した世帯の増加、合併処理浄化槽の設置増加等で、汲み取りが必要となる世帯が徐々に減少してきていることが要因です。

■過去十か年の八女市のし尿・浄化槽汚泥処理量



■過去五か年のし尿・浄化槽汚泥処理実績

種別	R1	R2	R3	R4	R5
し尿 (キロリットル)	17,680	17,284	16,471	15,629	15,068
浄化槽汚泥 (キロリットル)	30,310	29,156	29,762	29,517	29,317
合計値 (キロリットル)	47,990	46,440	46,233	45,146	44,385
参考：年度末人口 (人)	62,379	61,714	61,288	60,674	59,835

第7章

災害／産業廃棄物

災害廃棄物とは何か

第5・6章で説明していない、例外的な廃棄物について説明します。

八女市は、平成24年に発生した九州北部豪雨をはじめとして、過去にも数多くの風水害による被害を受けてきました。

大規模な風水害が発生すると、土砂崩れによる家屋の損壊、住宅への浸水等が起こり、がれきや、泥水にまみれた家具や家電等のごみが発生します。

そして、そのようなごみをまとめて「災害廃棄物」と呼んでいます。

災害廃棄物は普通の廃棄物と違い、以下のような特徴を持っています。

- ①発生するごみの種類、量、発生場所を予測することができない。
- ②本来はリサイクルするごみでも、泥水等のため再資源化が困難になることが多い。
- ③破損していたり、水気を含んでいたたりするため、保管・処理に特別な注意が必要。

八女市においては、災害廃棄物処理計画を策定し、迅速・適切な災害廃棄物処理の体制構築を図っています。

次ページ以降、過去に発生した風水害と、処理した災害廃棄物について記載します。

過去の災害廃棄物の処理経過（１／２）

災害の通称名	平成 24 年 7 月九州北部豪雨
市の被害状況	全壊家屋：1,738 棟、道路河川の土木災害：2,574 箇所等
廃棄物処理完了日	平成 24 年度中に完了
災害廃棄物処理量（合計推計量：約 3,276 トン、以下主な内訳）	
家電リサイクル法製品	冷蔵庫・冷凍庫：350 台、エアコン：4 台、 洗濯機・衣類乾燥機：140 台、テレビ：255 台
流木	1,389,600kg
災害廃棄物一般	可燃ごみ及び粗大ごみ：1,427t、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず：156,350kg
廃タイヤ	1,148 本
廃油	2,065kg（油缶、ポリ容器等）
廃石膏	21,730kg（スレート（アスベスト含有）処理量）



九州北部豪雨発生時、
住宅の前に排出された災害廃棄物の山



大牟田市等、他市町村からの応援を受け
災害廃棄物を取集している様子

出典：平成 24 年 7 月九州北部豪雨災害記録誌

過去の災害廃棄物の処理経過（２／２）

災害の通称名	令和２年７月豪雨災害
市の被害状況	全半壊等家屋：29 棟、道路河川の土木災害：400 箇所超等
廃棄物処理完了日	令和３年度中に完了
災害廃棄物処理量（合計推計量：約 145 トン）	
家電リサイクル法製品	冷蔵庫・冷凍庫：23 台、エアコン：2 台、洗濯機・衣類乾燥機：11 台、テレビ：16 台
災害廃棄物一般	可燃ごみ及び可燃粗大ごみ：49,640kg、 不燃ごみ及び不燃粗大ごみ：6,480kg 資源ごみ：1,470kg
被災家屋撤去解体処分	推計約 83,967t

災害の通称名	令和３年８月前線による大雨災害
市の被害状況	全半壊等家屋：22 棟、道路河川の土木災害：500 箇所超等
廃棄物処理完了日	令和４年度中に完了
災害廃棄物処理量（合計推計量：約 267 トン）	
家電リサイクル法製品	冷蔵庫・冷凍庫：5 台、エアコン：3 台、洗濯機・衣類乾燥機：4 台、テレビ：8 台
災害廃棄物一般	可燃ごみ及び可燃粗大ごみ：18,600kg、 不燃ごみ及び不燃粗大ごみ：2,770kg 資源ごみ：470kg
被災家屋撤去解体処分	推計約 244,852t

災害の通称名	令和５年７月７日から大雨による災害
市の被害状況	全半壊等家屋：15 棟、道路河川の土木災害：490 箇所超等
廃棄物処理完了日	令和５年度中に完了
災害廃棄物処理量（合計推計量：約 187 トン）	
家電リサイクル法製品	冷蔵庫・冷凍庫：17 台、エアコン：2 台、洗濯機・衣類乾燥機：19 台、テレビ：22 台
災害廃棄物一般	可燃ごみ及び可燃粗大ごみ：28,160kg、 不燃ごみ及び不燃粗大ごみ：6,900kg 資源ごみ：680kg
被災家屋撤去解体処分	推計約 148,336t

また、八女市の近隣自治体で災害が発生した場合は、市職員がごみ処理の救援に向く場合もあります。

近年では、平成28年度の熊本地震や、令和2年度に大牟田市を襲った豪雨で発生したごみ処理の応援を実施しました。

産業廃棄物最終処分場の監視

「第5章廃棄物処理・ごみ」で述べたとおり、法に基づいた産業廃棄物に関する許可等の業務は都道府県が実施しており、市はおこなっていません。

市が実施しているのは、八女市長野行政区にある産業廃棄物最終処分場の監視です。

この最終処分場は、平成2年9月から稼働し、処理能力（埋立面積・埋立容量）の変更を数回おこない、現在に至っています。

市は産業廃棄物に関する法的な権限を有さないため、平成6年3月、規模変更の申請が福岡県に対しておこなわれた際には、市と最終処分場を有する事業者とで「環境保全に関する協定」を締結しました。

協定では、持ち込まれる廃棄物の監視と、処分場からの排水に係る事項を定めており、処分場の処理能力の変更や、排水基準関係法令の変更に併せて協定を見直しています。

廃棄物の監視：

産業廃棄物最終処分場に搬入することができる廃棄物は、その種類が明確に定められています。

仮に、搬入が認められていない安定品目以外の産業廃棄物（汚泥、燃えがらや木くず、紙類等）が埋め立てされた場合、雨水によって溶出した物質等が化学反応を起こし、地下水汚染につながる可能性があります。

そこで、協定書に基づき、監視員（地元住民の方）2名を常時配置し、搬入する車両に積載された産業廃棄物の確認をおこなっています。

水質検査：

最終処分場からの排水に関しては、事業者年に4回の自主検査と結果報告を義務付けています。

詳細な結果につきましては、第11章参考資料をご確認ください。

なお、令和5年度において排水基準を上回る数値は検出されませんでした。

2つの大震災と災害廃棄物

平成7年の阪神・淡路大震災、そして平成23年の東日本大震災においては、未曾有の被害と、膨大な量の災害廃棄物が発生しました。

それら进行处理する中で、どんな課題が発生し、どのように対応したのか、国等の資料を参考に、以下に簡単にまとめてみます。

	阪神・淡路大震災 1995.1.17	東日本大震災 2011.3.11
震源地と規模	淡路島北部、マグニチュード7.3	三陸沖、マグニチュード9.0
人的被害	死者6,434人等	死者19,630人等
建物被害	全壊104,906棟、半壊144,274棟	全壊121,781棟、半壊280,962棟
災害廃棄物の発生量	住宅・建物等：約1,450万トン 道路・鉄道等：約550万トン	災害廃棄物：約2,000万トン 津波堆積物：約1,100万トン
	参考：八女市の1年間のごみ処理量は1.8万トンほど	
災害廃棄物の特徴や処理経過	・自衛隊や他市町村に対し応援要請がおこなわれた。応援市町村は136団体、車両にして4,155台。 ・ごみの仮置き場の確保が難航したが、神戸等に海面埋め立て地があり、関係者の理解と協力のもと確保できた。 ・ごみ処理では、「大阪湾フェニックス事業」が大きな役割を果たした。 ・この事業では、大阪湾圏域2府4県で構成した団体が最終処分場を設置していた。この処分場が「広域を対象としていたこと」「処理能力に余裕があったこと」が奏功し、多量のごみを処理できた。	・船舶の処理に加えて、海からのヘドロや重油なども汚泥と混じって堆積し、分別が困難を極めた。 ・放射能汚染の風評が予想を超えて拡がり、被災地に対して心ないクレームまで寄せられる事態となったため、県内処理の深掘りを指向することとなった。 ・阪神淡路大震災では、損壊家屋の解体等に反社会的勢力が介入することが少なかった。よって、神戸市職員等の指導により、仙台市では、区ごとに住民向けの公費撤去解体の受付窓口を設置した。

参考資料：環境省「災害廃棄物処理のアーカイブ」、兵庫県「災害廃棄物の記録」、
環境省「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」

第8章

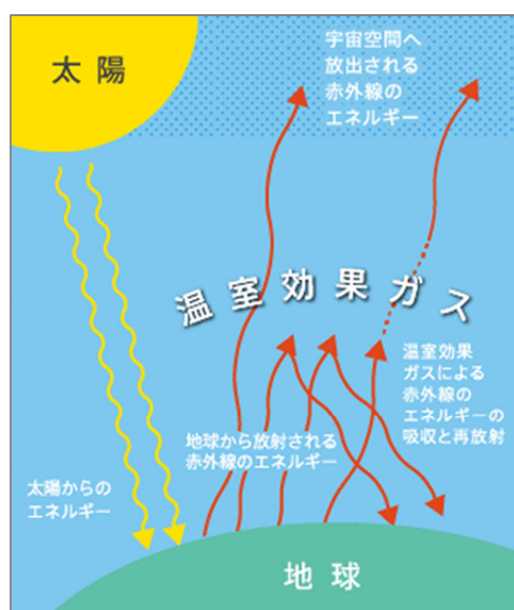
地球温暖化対策

地球温暖化とは何か

酸性雨、森林の減少、生物多様性の喪失―

世界各国で工業化、大都市化が進展し、グローバル化が進んだ1990年代後半ごろから、国をまたいだ、世界規模での環境問題が顕在化するようになりました。

その中でもとりわけ注目を集め、取り組みが続けられてきたのが地球温暖化です。地球温暖化のメカニズムは、概ね以下のとおりとなります。



出典：環境省
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ondanka/>)

- ①太陽からのエネルギーで地表が温まる。
↓
- ②エネルギーの一部は宇宙空間に放出。
一部は温室効果ガスの効果により吸収・再放射され、地球の大気が温まる。
↓
- ③人間の活動により温室効果ガス濃度が上昇する。
↓
- ④温室効果ガスの効果が高まり、地球の大気がより強く温まる。
↓
地球温暖化の発生。

温室効果ガスにはいくつかの種類がありますが、一番大きい割合を占めるのが、二酸化炭素（CO₂）です。

この章では、地球温暖化防止へ向けた国際的な取り組み経過を振り返ったのち、八女市が実施している対策を説明します。

国際的な地球温暖化対策の経過

地球温暖化の対策が本格化するきっかけとなったのは、1992年に開催された「地球サミット」です。

その後、定量的な目標値を定めた「京都議定書」が採択される等の動きもありましたが、国によって地球温暖化対策への温度感の違いがあり、取り組みはなかなか進みませんでした。

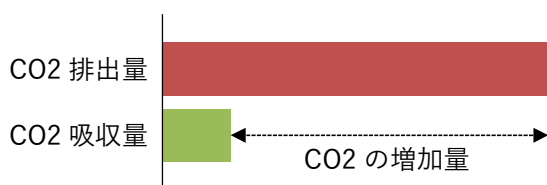
そこで転機となったのが、2015年の「パリ協定」。このパリ協定で初めて、先進国・途上国を含め世界中の国々の同意が得られるとともに、パリ協定の目標を達成すべく、「カーボンニュートラル」が各国の目標として掲げられました。

地球温暖化対策のおおまかな経過

年	出来事
1992	リオデジャネイロで「地球サミット」が開催。「気候変動枠組条約」が定められ、以降はこの条約に基づき、条約締結国が集まる会議「COP」を実施。
1997	COP3で、2020年までの目標を定めた「京都議定書」が採択。 初めての国際的目標。
2013	IPCC（国際的な地球温暖化の評価機関）が第5次報告書を公開。 おもな内容は以下のとおり。 ・気候システムの温暖化には疑う余地はない。 ・CO2累積総排出量と世界平均地上気温の応答は、ほぼ比例関係にある。 ・気候変動を抑制するには、温室効果ガス排出量の削減が必要である。
2015	COP21で「パリ協定」が採択。 パリ協定の目標は、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」こと。
以下、日本政府の動き	
2020	菅総理大臣（当時）が、パリ協定の目標を達成するため、以下のように宣言。 「わが国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」
2021	地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）が改正され、上記の宣言目標（2050年カーボンニュートラル）が法定化された。
2023	地球温暖化対策の推進に関する法律が施行される。

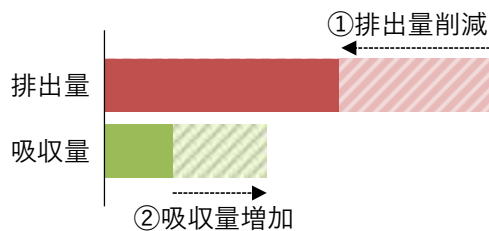
カーボンニュートラルとは何か

前ページで述べたとおり、日本政府は「2050 年カーボンニュートラル」を目標に据えました。ここで言う「カーボン」とは、二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスのことを指します。そして「ニュートラル」とは、ここでは「中立」の意味合いを持っています。では、「二酸化炭素（CO₂）の中立」とはどういった意味なのか、以下図で説明します。



まず、地球温暖化が進んでいる現在のイメージが左図です。

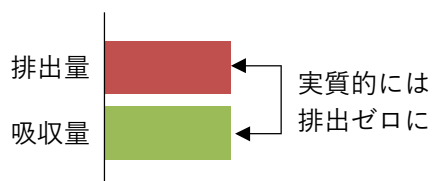
森林等（樹々の光合成）により、多少 CO₂ は吸収されていますが、CO₂ 排出量が吸収量を上回っているため、地球温暖化が進んでいます。



そこで、2つの対策が考えられます。

①CO₂ 排出量を減らす。例えば、省エネを進める、再生可能エネルギーを利用することが挙げられます。

②CO₂ 吸収量を増やす。例えば、植林をおこなう、森林の適正管理で CO₂ の吸収量を増やすことで、CO₂ の吸収源を確保することが挙げられます。



そして最終的には、排出量と吸収量が同等になる、あるいは吸収量が排出量を上回る状況にします。

ここまですれば、実質的には CO₂ は増えません。

このように、CO₂ の実質的な排出量を、差し引きゼロにすることを、ニュートラル（中立）と表現しています。

そのため、カーボンニュートラルと同じ意味で、「実質ゼロ（ネットゼロ）」と呼ばれることもあります。

地球温暖化対策の法体系・計画体系

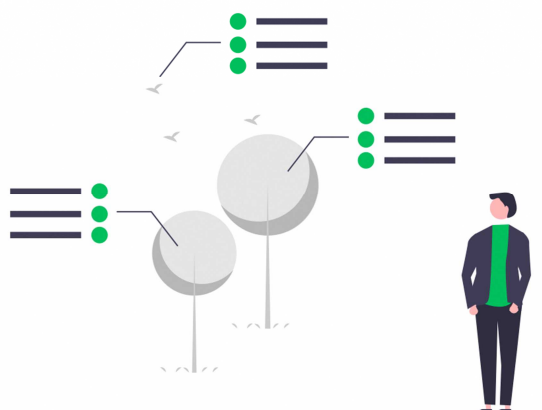
地球温暖化対策の基本法令は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」です。

そして、この法令にて、市町村には以下2種類の「地球温暖化対策実行計画」策定が義務付けられています。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、2つの計画

地球温暖化対策実行計画		
事務事業編		区域施策編
行政事務。 公共施設や公用車等における対策。	対象範囲	市域全域。 家庭・産業・運輸など全分野が対象。
策定する義務がある。	義務	努力義務。政令市以上は義務。
H22 合併し、現在の八女市が誕生。 H22 第3次計画策定。 H29 第4次計画策定。 R 4 第5次計画策定。	策定状況	H29年3月に八女市環境基本計画を策定。計画中の地球温暖化対策に係る部分を「区域施策編」と定めた。 現在改定を行っており、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として個別に策定する予定。

また、八女市では令和4年度に「八女市地域エネルギービジョン」を策定しました。本ビジョンは行政のみならず、市民・事業者も対象としており、エネルギー消費量の削減目標、再生可能エネルギーの導入目標を設定しています。

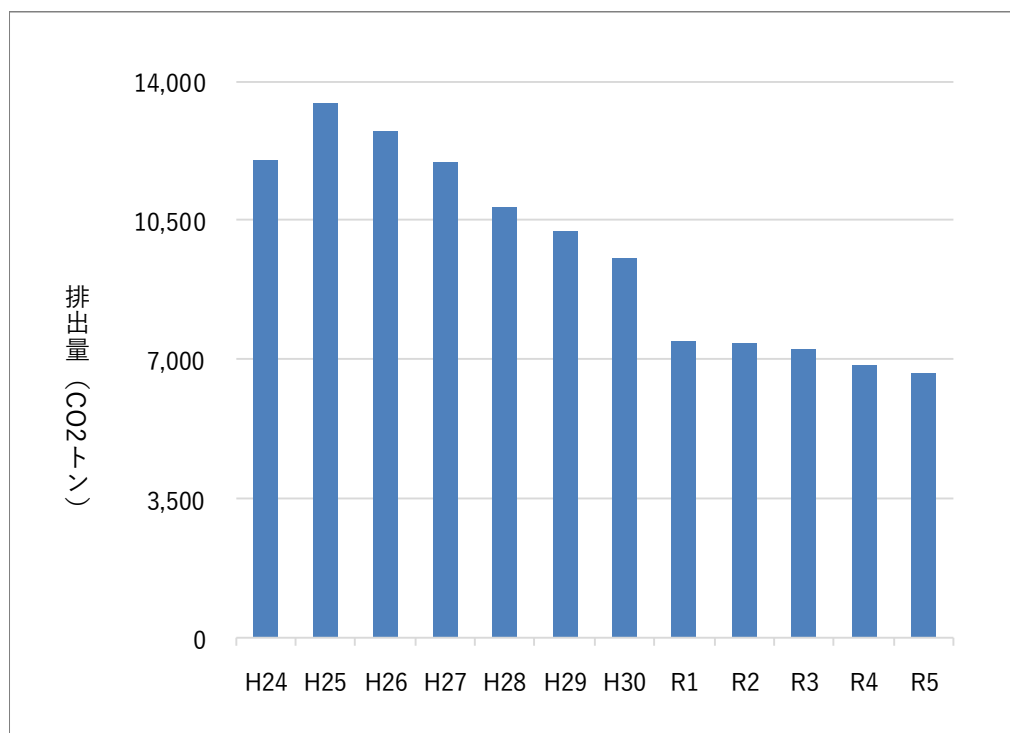


行政事務における CO2 排出量

八女市の地球温暖化対策実行対策（事務事業編）においては、行政事務に伴って排出されるCO₂の削減目標や取り組み方針を定めています。

事務事業編における排出量は、以下のとおりとなりました。

■過去十か年の行政事務における CO2 排出量の推移



公共施設の中でも特に二酸化炭素排出量が多いのは、福祉施設や温泉施設など、化石燃料（灯油や重油など）を多く使う施設です。

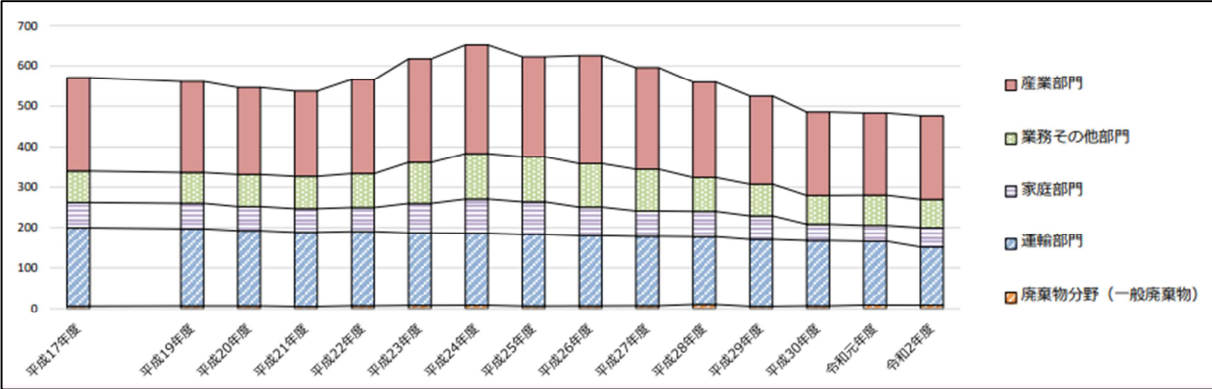
平成25年度をピークに大きく減少している理由は、発電に伴って排出される二酸化炭素が減少したためです。

同じ量の電気を使ったとしても、火力発電で発電する電気より、例えば太陽光で発電したほうが二酸化炭素の排出が少ないため、排出量は減少することになります。

八女市全体の温室効果ガス排出量

八女市全体の温室効果ガス排出量ですが、事務事業と違い、毎年度きちんと算定することが困難です。そこで、政府が公開している「自治体排出量カルテ」というサービスで公開している、八女市の排出量データを掲載します。

八女市全体の二酸化炭素排出量（単位：千トン-CO2）



八女市の排出量の特徴としては、以下のような点が挙げられます。

- ①産業部門の中でも、農林業から排出される量が多い。
- ②福岡県内の自治体と比べ、運輸部門からの排出量が多い。

住宅用太陽光発電システム等設置に対する補助制度

八女市では、住宅への太陽光発電システム設置を促進すべく、導入される市民の方に対し、導入費用の一部を補助する制度を平成24年から継続して実施しています。

令和3年度から「太陽光発電システムと同時設置される蓄電池」を補助対象に追加し、令和5年度からは「既に太陽光発電システムが設置されている住宅に設置する蓄電池」についても補助対象としています。

■住宅用太陽光発電システム等設置に対する補助実績

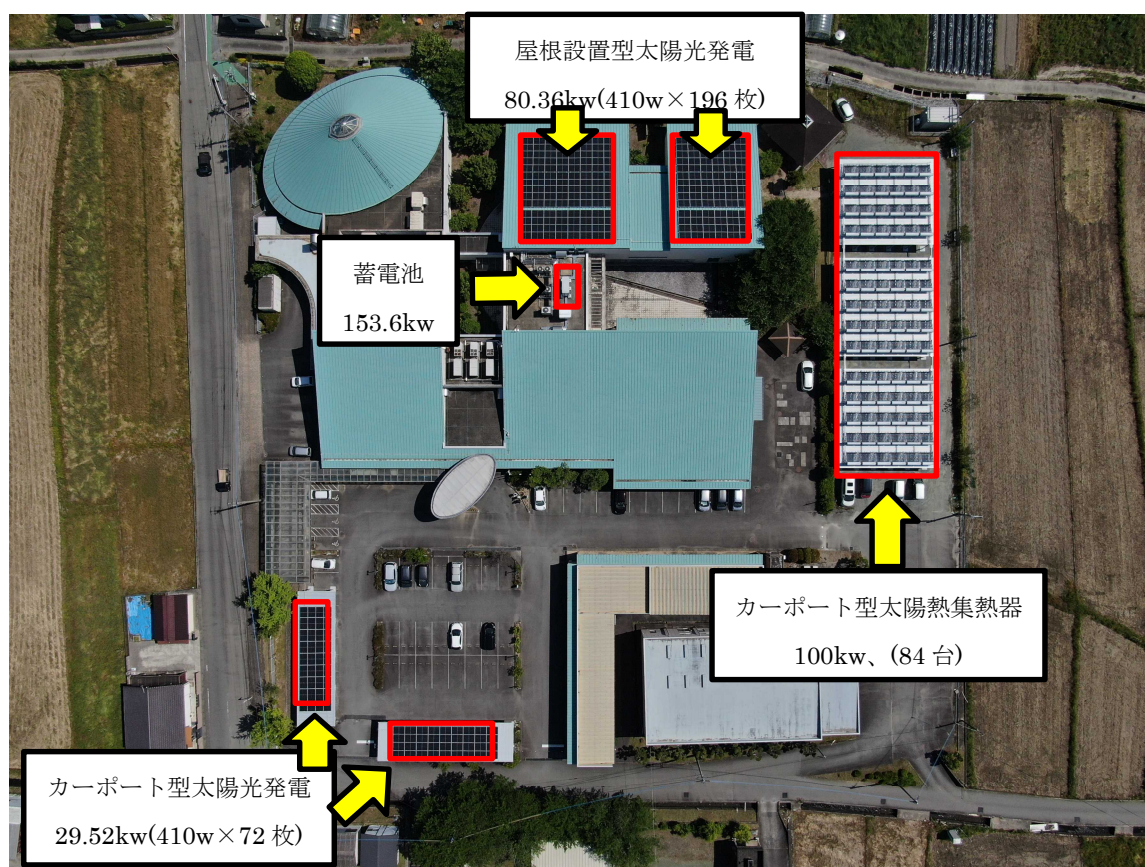
	補助件数 (件)	最大発電量 (kwh)
R5 年度実績	49	269
累計補助実績	6,113	6,333

補助の詳細は八女市役所にお尋ねください。

公共施設への太陽光発電設備等設置

地球温暖化対策実行対策（事務事業編）や八女市地域エネルギービジョンで定めた目標を達成するためには、公共施設への太陽光発電設備等の設置を促進していく必要があります。

八女市では令和4年度に立花町の総合保健福祉センターかがやきに再生可能エネルギー設備・蓄電池の導入及び省エネ型の冷暖房設備への更新を行いました。これにより、CO₂を年間約100t（導入前から▲34%）削減しています。



省エネ家電買換えに対する補助金

八女市では令和4年度に市内事業者から省エネ家電を買換えた市民に対する補助を行いました。（補助件数：2,303件）

エネルギー消費性能の優れた家電製品の普及を促進することによりエネルギー使用の合理化を図り、エネルギー料金及び物価高騰により負担の増加した市民生活を支援するとともに、地球温暖化対策を推進し、市内の経済活性化を図りました。

第9章

その他環境衛生業務

この章では、これまで説明していなかったその他の業務の一部について説明します。

PCB 監視業務

PCBとは、ポリ塩化ビフェニルという化学的に合成された有機塩素化合物の総称です。

溶けにくい、熱で分解されにくい、電気絶縁性が高いなどの特性を持つPCBは、電気機器の絶縁油や、熱交換器の熱媒体として利用されてきました。

一方で、コプラナーPCB※は毒性が極めて高いなど、有害性をもつ化合物でもあります。※209種類のPCBの異性体のうちの12種類の総称

PCBの毒性が大きく取りざたされたきっかけは、昭和43年に発生したカネミ油症事件でした。

その後、昭和50年代にかけ、古紙原料製紙工場のスラッジに含まれたPCB汚泥が公共用水域に堆積していることが判明するなどの問題が発生します。

そのため福岡県は、昭和48年に公害防止事業費事業者負担法の適用を受け、花宗川及び山の井川を浚渫（しゅんせつ。川底の土砂やヘドロを取り除くこと）しました。

八女市は、県と同様に中の井川を浚渫したあと、その浚渫した汚泥を昭和51年5月1日までにコンクリートで密閉し、八女市宮野の矢部川河川敷に埋設した経過があります。

市では、埋設したPCB監視のため、年に一度、近くの井戸水検査を実施しており、過去にPCBが検出されたことは一度もありません。

なお、平成24年の豪雨災害により、検査していた井戸が使用不能となったため、周辺地区の井戸2カ所を定期的に変更しながら井戸水検査を実施しています。

公害苦情への対応

環境課には、典型7公害（第4章参照）に関する相談のほか、不法投棄、雑草や樹々の繁茂、犬のフン等、さまざまな苦情や相談が寄せられます。

そのような相談が寄せられた場合は、現地調査をおこない、原因者に対して、原因物の除去や、状況改善のための指導を法令等に基づき実施しています。

■過去五か年の苦情相談件数（単位：件、本庁・支所合計）

苦情の種類	R1	R2	R3	R4	R5
大気汚染	0	1	1	0	0
水質汚濁	15	17	24	26	15
悪臭	54	58	34	31	36
騒音振動	9	9	4	2	4
雑草害虫	35	31	45	50	40
不法投棄	32	31	42	23	15
その他（ごみ出しマナー等）	56	23	43	60	69
合計	201	170	193	192	179

悪臭に関する相談としては、産業廃棄物処理施設、畜舎・堆肥舎に係る相談が寄せられることが多いため、巡回パトロールを実施する等の対応をしています。

水質汚濁については、製紙工場をはじめ、飲食店からの排水に関する相談があることもあります。相談を受けたあと迅速に対応するとともに、河川汚濁懸案箇所の巡回をおこなうなど、水質汚濁の未然防止を図っています。



狂犬病予防対策

狂犬病は、ヒトに感染すると呼吸障害によりほぼ100%が死亡し、現在においても発症後の有効な治療法が見つかっていない、恐ろしい感染症です。

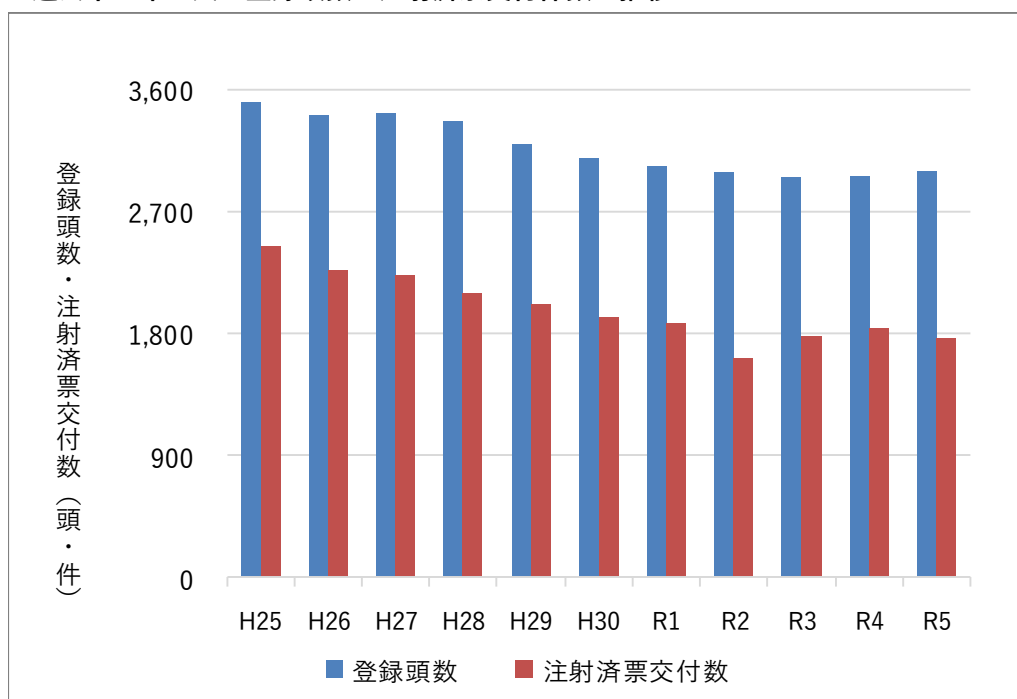
日本においては、1950年に「狂犬病予防法」が制定され、犬の登録及び予防注射の義務化がなされる以前は、多くの人・犬が命を落としていました。

現在では国内の発生は無くなりましたが、周辺国を含む世界各国では、依然として多くの方が狂犬病で亡くなっています。万が一に備えるためにも、飼い犬の登録、及び毎年1回の狂犬病予防接種は必ず行うようにしましょう。また、令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されています。つまり、ブリーダーやペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際には、ご自身の情報に変更する必要があります（変更登録）。

八女市においては、犬の登録等の事務を、平成12年4月以降、県からの権限移譲を受け実施しています。



■過去十か年の犬の登録頭数・注射済票交付件数の推移



■過去五か年の犬の登録頭数・注射済票交付件数

	R1	R2	R3	R4	R5
A 登録頭数（頭）	3,029	2,982	2,951	2,962	2,994
B 注射済票交付数（件）	1,870	1,610	1,777	1,833	1,766
B/A 注射済票交付率	61%	53%	60%	62%	59%

墓地・埋葬に係る業務

昭和23年に制定された「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、許可などに関する業務を実施しています。

具体的には、環境課及び各支所の担当部署においては、八女市斎場（＝火葬場）の維持管理をおこなうとともに、主に以下2つの窓口業務を担当しています。

1. 改葬の許可：

改葬とは、お墓やお寺・納骨堂（＝墳墓）に安置されている遺体又は遺骨を、別の墳墓に移して供養することを言います。

改葬をおこなう場合は、現在遺骨を納めている墳墓がある市町村長の許可が必要です。

2. 墓地・納骨堂の経営／廃止許可：

墓地や納骨堂を新たに作るときや、今ある建物を増改築するとき、あるいは地目を変更するために廃止するときも許可が必要となります。

許可件数の実績は以下のとおりです。

■過去五カ年の墓地に関する許可件数

	R1	R2	R3	R4	R5
改葬許可件数（件）	94	76	92	81	55
墓地等の経営・廃止許可件数（件）	0	2	4	4	3

参考：八女市内の斎場（＝火葬場）の管理

八女市は、市町村合併に伴い、5つの斎場を運営又は利用しています。

基本的に、旧八女市地区と立花地区の市民は、八女西部広域事務組合（第5章参照）が運営する「東原園」を利用し、東部地区（黒木、上陽、矢部、星野）に居住する市民は、それぞれの地区に所在する市が運営する斎場を利用しています。

八女西部広域事務組合の斎場(令和5年度)

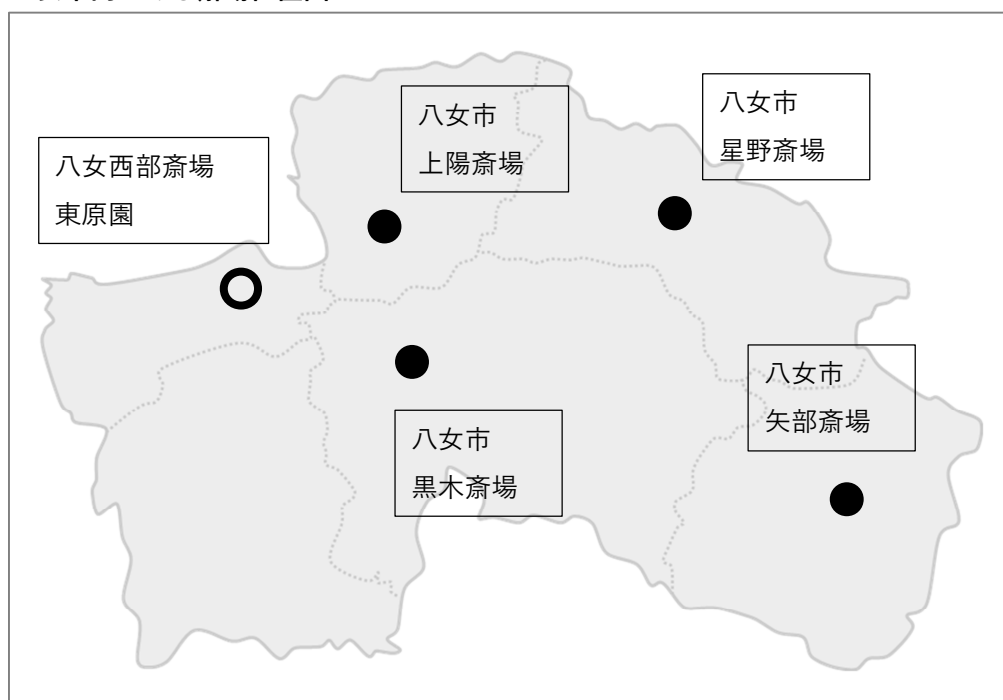
	東原園（とうばるえん）
位置	八女市今福 1356-1
稼働時期	1979.10～
火葬炉数	7 基
年間火葬件数	816 件※

※旧八女市と旧立花町の実績

八女市の斎場(令和5年度)

	黒木斎場	上陽斎場	矢部斎場	星野斎場
位置	今 1621-1	北川内 3628	北矢部 5267-5	星野村 5447-1
稼働時期	1972.4～	1997.11～	1986.12～	1996.4～
火葬炉数	2 基	1 基	1 基	1 基
年間火葬件数	222 件	94 件	18 件	46 件

八女市内にある斎場位置図

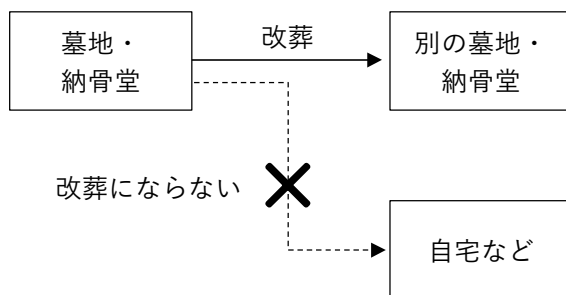


遺骨のゆくえ

前述したとおり、既に納骨堂や墓地に収めてある遺骨を移動させる場合は、許可等が必要になる場合があります。

ここでは、改葬をはじめとして、遺骨の移動に係る種別等について解説します。

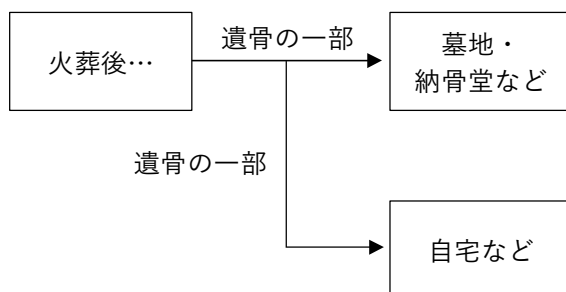
改葬 - 遺骨を移動させる



墓地埋葬法第2条第2項において、改葬は「埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと」と定義されています。

あくまで、「他の墳墓又は納骨堂に移す」ことが改葬にあたるため、例えば自宅に移すときは、改葬にあたらないことになります。

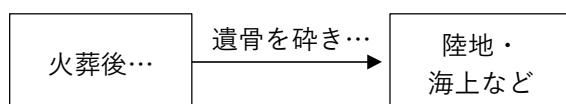
分骨 - 遺骨を複数に分ける（以下一例）



遺骨を分け、複数の場所に収めることを「分骨」と呼びます。左図のようなケースや、既に納骨した後に分骨することもあります。

分骨のためには、複数の骨壺等が必要になりますので、詳しくは葬儀業者や納骨予定先の納骨堂等にお尋ねください。

散骨 - 遺骨を粉状に砕き、散布する



遺骨を粉状まで砕き、海等に散布することを「散骨」と呼びます。

墓地埋葬法には散骨の規定はありませんが、各種法令等を遵守するとともに、関係者や自然環境に配慮することが重要です。

事業者向けではありますが、厚生労働省が「散骨に関するガイドライン」を示しているのので、参考にしてください。